

# 第129期 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2026年6月26日（金曜日） 午前10時

## 場所

ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール  
東京都江東区東陽六丁目3番3号

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役の賞与額改定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬額及び内容決定の件



スマートフォンでらくらく！

招集通知の閲覧も、議決権行使も  
QRコード®を1つ読み取れば、  
どちらも簡単に行うことができます。

鹿島建設株式会社

証券コード：1812

## 経営理念

全社一体となって、  
科学的合理主義と人道主義に基づく  
創造的な進歩と発展を図り、  
社業の発展を通じて社会に貢献する。

---

### 電子提供制度に関するご案内

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されました。これに伴い当社は2023年の定時株主総会から株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知をお届けしております。

なお、次回以降の株主総会において、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告書）を書面で希望される株主様は、2027年3月31日までに口座を開設されている証券会社又は当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に「書面交付請求」のお手続きをお取りくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社  
電子提供制度専用コールセンター 0120-533-600  
受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

## 株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第129期定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。

当社グループは「鹿島グループ中期経営計画（2024～2026）」に基づき、国内外の建設事業、不動産開発事業を中核に据え、建設技術を柱とするバリューチェーンを拡充することにより、社会、顧客のニーズに応える価値創出と持続的な成長を目指しています。

当期は、SEQDC（安全、環境、品質、工程、コスト）を守る組織的な管理を徹底しつつ、建設プロセスにおける生産性向上や開発事業資産の拡充による収益基盤強化を推進しました。その結果、業績は5期連続の増収増益を達成するとともに、過去最高益を更新することができました。

足元の建設需要は堅調に推移しているものの、国際情勢の不安定化などに伴う事業環境の変化に、常に備える必要があります。全社を挙げて整備しているリスク管理体制を深化させるとともに、技能労働者不足や循環型経済への移行などの社会課題の解決にも注力し、更なる企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長兼社長

押 味 至 一

(証券コード 1812)  
2026年6月3日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月25日)

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目3番1号  
鹿島建設株式会社  
代表取締役会長兼社長 押 味 至 一

## 第129期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までにご入力又は到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第129期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第129期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役の賞与額改定の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬額及び内容決定の件

#### 4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト

[https://www.kajima.co.jp/ir/stock\\_meeting/index-j.html](https://www.kajima.co.jp/ir/stock_meeting/index-j.html)



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイト及び株主総会ポータル（三井住友信託銀行）にも掲載しております。当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

東証上場会社情報サービス  
(東京証券取引所)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名(会社名)に「鹿島」又はコードに「1812」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」からご確認ください。

株主総会ポータル®  
(三井住友信託銀行)

<https://www.soukai-portal.net>



※同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取りいただくか、上記のQRコードを読み取りのうえ、「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。

#### 5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- (2) 書面による議決権行使において、各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。
- (3) 代理人によるご出席の場合は、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(定款の規定により、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。)

以上

## 議決権行使方法のご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### ●インターネットによる議決権行使

株主総会ポータル<sup>®</sup>サイト又は議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

▶> 詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分



#### ●郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分

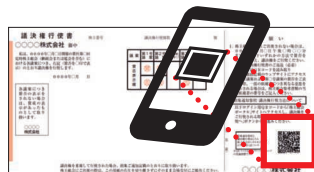
### ご注意事項

- 本総会においては、できるだけ多くの株主様にご発言いただけるよう、質疑応答につきましては、お一人様1問とさせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイト及び株主総会ポータル（三井住友信託銀行）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。書面による決議通知の送付は行いませんので、ご了承ください。

# インターネットによる議決権行使方法のご案内

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



【株主総会ポータル®】

<https://www.soukai-portal.net>



議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) も引き続きご利用いただけます。

## ご注意事項

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」は、本総会に限り有効です。

## 事前質問受付のご案内

本総会におきましては、株主総会ポータル®を通じて、株主様から議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問のうち、特に株主様のご関心が高い事項につきましては、本総会にて取り上げさせていただきます。

議決権行使方法と同様に、株主総会ポータル®にアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

事前質問受付期限 2026年6月16日（火） 午後5時30分まで

### ご注意事項



- ご質問は、お一人様1問とさせていただきます。
- 質問フォームには200文字の文字制限がございます。
- 株主様への個別の説明、回答はいたしません。
- ご質問全てに回答することをお約束するものではありません。
- 本総会にて取り上げさせていただいたご質問は、後日、当社ウェブサイトにて回答とともに掲載させていただきます。
- 本総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

株主総会ポータル®の操作方法  
に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎ 0120-652-031  
受付時間 午前9時～午後9時

株式に関するよくあるご質問  
(株主総会ポータルQ&A)

右記QRコードから  
ご覧いただけます。



### 機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と企業価値向上を目指し、財務の健全性を維持した上で、成長投資と株主還元のバランスを考慮した利益配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、配当性向40%を目安として実施するとともに、業績、財務状況及び経営環境を勘案し、自己株式の取得など機動的な株主還元を行うことといたします。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金90円00銭 総額42,102,610,380円

これにより、当期における配当金は、中間配当金56円を含め、1株につき年146円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月29日

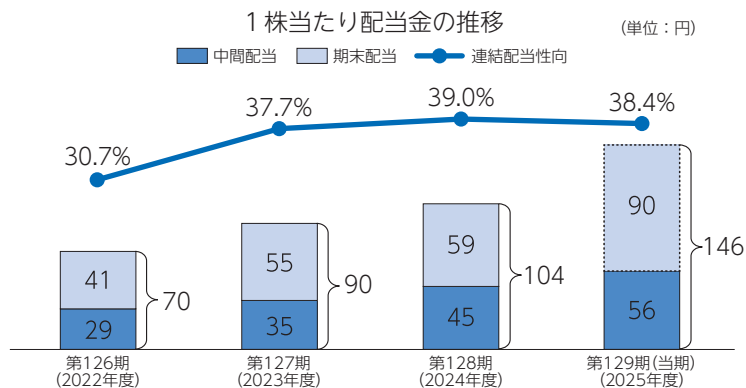
#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 640億円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 640億円



(ご参考)

当社は2026年5月14日開催の取締役会において、900万株並びに400億円をそれぞれ上限とする自己株式の取得を決議しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、公正で透明性のある企業活動を実現することを基本的な方針として、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。今般、権限移譲を通じた意思決定・業務執行の迅速化、取締役会における経営方針や戦略に関する議論の充実及び取締役会の監督機能の強化等により、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を従来の株主総会の決議に加え、取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第34条として新設し、あわせて関連する規定の削除（現行第7条及び現行第38条）・修正（変更案第35条）を行うものであります。
- (3) 最適な経営体制を機動的に構築可能とするため、代表取締役だけでなく執行役員からも社長を選定できるようにすることとし、変更案第21条第2項として新設するとともに、この変更に伴い、執行役員の選定方法及び役割を明確にするため、変更案第27条として執行役員に関する規定の新設等を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>(自己の株式の取得)  <u>第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)  第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会  は必要ある場合に、取締役社長がこれを招  集する。  取締役社長に事故があるときは、取締役会  であらかじめ定めた順序により他の取締役  がこれに代わる。</p>	<p>(招集)  第11条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会  は必要ある場合に、取締役社長がこれを招  集する。  取締役社長が不在又は事故があるときは、  取締役会であらかじめ定めた順序により他  の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第13条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(議長)  第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当た  る。  取締役社長に事故があるときは、取締役会  であらかじめ定めた順序により他の取締役  がこれに代わる。</p>	<p>(議長)  第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当た  る。  取締役社長が不在又は事故があるときは、  取締役会であらかじめ定めた順序により他  の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は13名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新 設)  (新 設)  (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は14名以内とする。 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会で選任する。</u> 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)  第22条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>取締役会はその決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名</u>、取締役副会長若干名を定めることができる。</p> <p>取締役社長は取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</p> <p>(取締役会)  第23条 取締役会<u>は</u>取締役社長がこれを招集し、その通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付役員等)  第21条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会はその決議によって代表取締役又は執行役員のうち1名を社長とする。</p> <p>取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名を定めることができる。</p> <p>社長は取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</p> <p>(取締役会の招集及び通知)  第22条 取締役会<u>は</u>取締役社長がこれを招集し、その通知は各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>取締役社長が不在又は事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)  第23条 <u>当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第27条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第28条 <u>監査役は株主総会で選任する。</u> <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第29条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第30条 <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第31条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p>(執行役員) 第27条 <u>取締役会はその決議によって執行役員を定め当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)  第32条 監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約)  第33条 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤監査等委員)  第28条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  第29条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則)  第30条 監査等委員会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第34条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)  第<u>34</u>条 <u>当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)  第<u>37</u>条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  第<u>35</u>条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u>  <u>前2項のほか当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(<u>中間配当</u>)  第<u>38</u>条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役11名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	属性	当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (出席率)
1	おしみ よしかず 押味 至一	男性	再任	代表取締役会長兼社長 社長執行役員 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人事</span>	13回/13回 (100%)
2	こしじま けいすけ 越島 啓介	男性	再任	代表取締役 副社長執行役員 海外担当	13回/13回 (100%)
3	かざま まさる 風間 優	男性	再任	代表取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、安全担当	13回/13回 (100%)
4	かつみ たけし 勝見 剛	男性	再任	取締役 副社長執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部 管掌	13回/13回 (100%)
5	くまの たかし 熊野 隆	男性	再任	取締役 常務執行役員 財務本部長	13回/13回 (100%)
6	きりゆう まさふみ 桐生 雅文	男性	新任	副社長執行役員	—
7	さいとう たもつ 斎藤 保	男性	再任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人事</span> ★ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ガ報</span> ★	13回/13回 (100%)
8	いじま まさみ 飯島 彰己	男性	再任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人事</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ガ報</span>	12回/13回 (92%)
9	やすだ ゆうこ 安田 結子	女性	再任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人事</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ガ報</span>	9回/10回 (90%)

人事 人事委員会構成員 ガ報 ガバナンス・報酬委員会構成員 ★ 議長

(注) 安田結子氏の取締役会出席回数は、2025年6月就任後の状況を記載しております。



**所有する当社株式数**  
86,452株  
**取締役在任年数**  
(本総会終結時) 11年

1

おし み よしかず  
**押味 至一**

1949年2月21日生

再任

**■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1974年4月 当社入社  
2005年6月 当社執行役員 横浜支店長  
2008年4月 当社常務執行役員 横浜支店長  
2009年4月 当社常務執行役員 建築管理本部長  
2010年4月 当社専務執行役員 建築管理本部長  
2013年4月 当社専務執行役員 関西支店長  
2015年4月 当社副社長執行役員  
2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員  
2021年6月 当社代表取締役会長  
2026年1月 当社代表取締役会長兼社長 社長執行役員  
現在に至る

**■ 重要な兼職の状況**

(株)日本建築住宅センター 社外取締役  
東日本建設業保証(株) 社外取締役  
(一社)日本建設業連合会 会長

**【取締役候補者とした理由】**

押味至一氏は、代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、2026年1月から代表取締役会長兼社長として業務執行の最高責任者を務めております。また、取締役会の議長として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督など取締役会の機能強化に努めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



2

こしじま けいすけ  
越島 啓介

1956年1月4日生

再任

所有する当社株式数  
31,402株  
取締役在任年数  
(本総会終結時) 5年

#### ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社  
2009年 4月 当社執行役員 カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド取締役社長  
2010年 7月 当社執行役員 海外事業本部長  
2012年 4月 当社常務執行役員 海外事業本部長  
2015年 4月 当社専務執行役員 海外事業本部長  
2018年 4月 当社副社長執行役員 海外事業本部長  
2021年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 海外事業本部長  
2026年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 海外担当  
現在に至る

#### 【取締役候補者とした理由】

越島啓介氏は、米国の子会社社長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員として海外担当を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



3

かざま まさる  
風間 優

1957年11月19日生

再任

所有する当社株式数  
49,071株  
取締役在任年数  
(本総会終結時) 3年

#### ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社  
2013年 4月 当社執行役員 土木管理本部副本部長  
2015年 4月 当社常務執行役員 関西支店副支店長  
2017年 4月 当社常務執行役員 東京土木支店長  
2021年 4月 当社専務執行役員 東京土木支店長  
2022年 4月 当社専務執行役員 土木管理本部長  
2023年 4月 当社副社長執行役員 土木管理本部長、機械部管掌  
2023年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、機械部管掌  
2024年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、安全担当、機械部管掌  
2025年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、安全担当  
現在に至る

#### 【取締役候補者とした理由】

風間 優氏は、東京土木支店長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員として土木管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職務を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



**所有する当社株式数**  
47,226株  
**取締役在任年数**  
(本総会最終時) 5年

4

かつみ たけし  
**勝見 剛**

1956年9月26日生

再任

**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

- 1980年4月 当社入社
- 2014年4月 当社執行役員 経営企画部長、関連事業部・ITソリューション部管掌
- 2017年4月 当社常務執行役員 経営企画部長、関連事業部・ITソリューション部管掌
- 2020年4月 当社専務執行役員 総務管理本部長、安全環境部・関連事業部・ITソリューション部管掌
- 2021年4月 当社専務執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部・ITソリューション部管掌
- 2021年6月 当社取締役 専務執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部・ITソリューション部管掌
- 2024年4月 当社取締役 副社長執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部管掌  
現在に至る

**【取締役候補者とした理由】**

勝見 剛氏は、経営企画部長等を経て、現在、取締役副社長執行役員として総務管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



**所有する当社株式数**  
11,450株  
**取締役在任年数**  
(本総会最終時) 2年

5

くまの たかし  
**熊野 隆**

1959年7月1日生

再任

**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

- 1983年4月 当社入社
- 2015年4月 当社関東支店管理部長
- 2017年6月 当社監査部長
- 2020年6月 当社常勤監査役
- 2024年6月 当社取締役 常務執行役員 財務本部長  
現在に至る

**【取締役候補者とした理由】**

熊野 隆氏は、監査部長、常勤監査役等を経て、現在、取締役常務執行役員として財務本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



6

きりゅう まさふみ  
**桐生 雅文**

1961年11月21日生

新任

**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

- 1984年 4月 当社入社
- 2015年 2月 当社東京建築支店（仮称）新日比谷プロジェクト新築工事事務所長
- 2018年 2月 当社東京建築支店 建築部長
- 2021年 4月 当社執行役員 東京建築支店副支店長
- 2024年 4月 当社常務執行役員 横浜支店長
- 2026年 4月 当社副社長執行役員  
現在に至る

**所有する当社株式数**

18,875株

**取締役在任年数**

(本総会終結時) 一年

**【取締役候補者とした理由】**

桐生雅文氏は、東京建築支店副支店長、横浜支店長等を経て、現在、副社長執行役員として、当社の経営を担っております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、当社グループの更なる成長と新たな価値創出の実現には適任であると判断し、新たに取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、本総会及び本総会終了後開催の取締役会の決議を経て、代表取締役社長に就任する予定であります。



所有する当社株式数  
3,400株  
社外取締役在任年数  
(本総会終結時) 4年

7

さいとう たもつ  
齋藤 保

1952年7月13日生

再任

社外

独立

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年 4月 石川島播磨重工業(株)入社 (現(株)IHI)  
2011年 4月 (株)IHI代表取締役副社長  
2012年 4月 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者  
2016年 4月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者  
2017年 4月 同社代表取締役会長  
2020年 4月 同社取締役  
2020年 6月 同社相談役  
2022年 6月 当社取締役  
2024年 4月 (株)IHI特別顧問  
現在に至る

#### ■ 重要な兼職の状況

(株)IHI 特別顧問  
沖電気工業(株) 社外取締役  
古河電気工業(株) 社外取締役  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長

#### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】

齋藤 保氏は、株式会社IHI代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開するメーカーの企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2022年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、現在、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の議長を務めており、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

齋藤 保氏が特別顧問を務めている株式会社IHIは、当社の取引先であります。直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満です。また、当社は、同氏が理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から、業務委託費や研究開発の助成金等を受領しておりますが、直近事業年度におけるその金額は当社連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

齋藤 保氏が2017年6月から2023年6月まで社外取締役を務めていた株式会社かんぽ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令遵守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしておりました。



**所有する当社株式数**  
2,000株  
**社外取締役在任年数**  
(本総会終結時) 3年

8

いいじま まさみ  
**飯島 彰己**

1950年9月23日生

再任

社外

独立

**■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1974年 4月 三井物産(株)入社  
2008年 6月 同社代表取締役 常務執行役員  
2008年10月 同社代表取締役 専務執行役員  
2009年 4月 同社代表取締役社長  
2015年 4月 同社代表取締役会長  
2021年 4月 同社取締役  
2021年 6月 同社顧問  
2023年 6月 当社取締役  
現在に至る

**■ 重要な兼職の状況**

三井物産(株) 顧問  
ソフトバンクグループ(株) 社外取締役  
日本銀行 参与  
武田薬品工業(株) 社外取締役

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】**

飯島彰己氏は、三井物産株式会社の代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開する総合商社の企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2023年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

飯島彰己氏が顧問を務めている三井物産株式会社は、当社の取引先であります。直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。



9

やすだ ゆうこ  
安田 結子

1961年9月16日生

再任

社外

独立

所有する当社株式数  
100株  
社外取締役在任年数  
(本総会終結時) 1年

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社  
1991年 9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン(株)入社  
1993年 9月 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・インク入社  
1996年 6月 同社マネージング・ディレクター  
2003年 4月 同社日本支社代表及びエグゼクティブ・コミッティーメンバー  
2013年 4月 同社エグゼクティブ・コミッティーメンバー  
2020年 7月 (株)企業統治推進機構 (現(株)ボードアドバイザーズ) シニアパートナー  
2023年 5月 同社取締役副社長  
2025年 6月 当社取締役  
現在に至る

#### ■ 重要な兼職の状況

(株)ボードアドバイザーズ 取締役副社長  
(株)村田製作所 社外取締役  
エーザイ(株) 社外取締役  
(公社)経済同友会 副代表幹事

#### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】

安田結子氏は、外資系経営コンサルタント会社の日本支社代表等を歴任し、経営者人材の紹介、アセスメント、人材育成支援及び取締役会の実効性評価等に携わり、企業経営者としてのグローバルかつ豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2025年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

安田結子氏が取締役副社長を務めている株式会社ボードアドバイザーズは、当社の取引先であります。直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齋藤 保氏、飯島彰己氏及び安田結子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、齋藤 保氏、飯島彰己氏及び安田結子氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、齋藤 保氏、飯島彰己氏及び安田結子氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、齋藤 保氏、飯島彰己氏及び安田結子氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、押味至一氏、越島啓介氏、風間 優氏、勝見 剛氏、熊野 隆氏、齋藤 保氏、飯島彰己氏及び安田結子氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告61頁に記載のとおりであります。なお、各候補者の再任が承認された場合は、当該補償契約を継続する予定であります。また、桐生雅文氏の選任が承認された場合は、同様の補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告62頁に記載のとおりであります。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、各取締役の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	属性	当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (出席率)	監査役会出席回数 (出席率)
1	小林 俊明 <small>こばやし としあき</small>	男性	新任	常勤監査役	13回/13回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	大森 映治 <small>おおもり えいじ</small>	男性	新任 社外 独立	—	—	—
3	寺脇 一峰 <small>てらわき かずみね</small>	男性	新任 社外 独立	取締役 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">ガ報</span>	12回/13回 (92%)	—
4	武石 恵美子 <small>たけいし えみこ</small>	女性	新任 社外 独立	監査役 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">ガ報</span>	13回/13回 (100%)	14回/14回 (100%)
5	中森 真紀子 <small>なかもり まきこ</small>	女性	新任 社外 独立	監査役 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">ガ報</span>	13回/13回 (100%)	14回/14回 (100%)

ガ報 ガバナンス・報酬委員会構成員



1

こばやし としあき  
**小林 俊明**

1962年7月12日生

新任

**■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1986年4月 当社入社  
2006年4月 当社総務・人事部人事部長  
2010年2月 当社法務部担当部長  
2014年10月 当社法務部長  
2018年4月 当社総務管理本部法務部長  
2024年6月 当社常勤監査役  
現在に至る

**所有する当社株式数**

5,600株

**常勤監査役在任年数**

(本総会終結時) 2年

**【監査等委員である取締役候補者とした理由】**

小林俊明氏は、法務部長等を経て、2024年6月から常勤監査役として取締役の業務監査及び会計監査等を行っております。当社における豊富な業務経験と実績及び企業法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しており、取締役会等において有益な意見を述べるなど、常勤監査役としての職責を十分に果たしていることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者とするものであります。



所有する当社株式数  
0株  
社外取締役在任年数  
(本総会終結時) 一年

2

おおもり えいじ  
大森 映治

1963年2月16日生

新任

社外

独立

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1985年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
- 2014年4月 同社執行役員 本店営業第四部長
- 2015年4月 同社執行役員 新宿法人営業本部長兼埼玉池袋法人営業本部長
- 2016年4月 同社執行役員 東日本第二法人営業本部長
- 2017年4月 同社常務執行役員 本店営業本部本店営業第一、第五、第七、第八部担当
- 2019年4月 同社常務執行役員 (2019年4月退任)
- 2019年5月 SMBCコンサルティング(株)顧問
- 2019年6月 同社代表取締役社長 (2020年6月退任)
- 2020年7月 銀泉(株)専務執行役員
- 2021年6月 同社代表取締役兼専務執行役員
- 2024年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員 (2026年6月退任予定)  
現在に至る

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】

大森映治氏は、SMBCコンサルティング株式会社代表取締役社長等を歴任し、金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する高い知見を有しています。その豊富な経験と高度な識見から、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、就任後はガバナンス・報酬委員会の構成員を委嘱する予定です。

当社は、大森映治氏が2019年4月まで常務執行役員を務めていた株式会社三井住友銀行との間で運転資金の借入、工事の請負等の取引がありますが、当社及び当社の連結子会社の直近事業年度末時点における同社からの借入残高は連結総資産の5%未満、同事業年度における同社からの工事の請負等の取引額は、連結売上高の1%未満であります。また、同氏が2026年6月まで代表取締役兼副社長執行役員を務める銀泉株式会社との間で不動産賃貸等の取引がありますが、同事業年度における同社からの不動産賃貸等の取引額は、連結売上高の1%未満であり、同氏の監査等委員である社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。



3

てらわき かずみね  
寺脇 一峰

1954年4月13日生

新任

社外

独立

**■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1980年 4月 東京地方検察庁検事任官  
2014年 1月 公安調査庁長官  
2015年 1月 仙台高等検察庁検事長  
2016年 9月 大阪高等検察庁検事長  
2017年 4月 退官  
2017年 6月 弁護士登録  
2019年 6月 当社監査役  
2023年 6月 当社取締役  
現在に至る

**所有する当社株式数**

4,700株

**社外取締役在任年数**

(本総会終結時) 3年

**■ 重要な兼職の状況**

弁護士  
芝浦機械(株) 社外取締役

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】**

寺脇一峰氏は、公安調査庁長官、大阪高等検察庁検事長等を歴任し、検事及び弁護士としての専門的知見と法曹界における豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2023年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できると判断しております。



4

たけいし えみこ  
白石 恵美子

1960年2月16日生

新任

社外

独立

**■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1982年4月 労働省（現厚生労働省）入省  
1992年7月 ㈱ニッセイ基礎研究所入社  
2003年4月 東京大学社会科学研究所助教授（2004年3月退職）  
2004年4月 ㈱ニッセイ基礎研究所上席主任研究員（2006年3月退社）  
2006年4月 法政大学キャリアデザイン学部助教授  
2007年4月 法政大学キャリアデザイン学部教授  
2023年6月 当社監査役  
現在に至る

**所有する当社株式数**

700株

**社外監査役在任年数**

(本総会最終時) 3年

**■ 重要な兼職の状況**

法政大学キャリアデザイン学部教授  
東京海上日動火災保険㈱ 社外監査役  
日本たばこ産業㈱ 社外監査役

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】**

白石恵美子氏は、労働省（現厚生労働省）の行政官及び関連審議会等の委員を歴任した後、大学教授としての長年の研究から人事制度・労働政策等に関する専門的知見を有しています。当社におきましては、2023年6月監査役就任後、その豊富な経験と高度な識見から、取締役会等において有益な意見を述べるなど、監査役としての職責を十分に果たしております。また、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できると判断しております。



5

なかもり まきこ  
中森 真紀子

1963年8月18日生

新任

社外

独立

所有する当社株式数  
1,600株  
社外監査役在任年数  
(本総会終結時) 2年

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1987年4月 日本電信電話(株)入社
- 1991年10月 井上斎藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所
- 1996年4月 公認会計士登録
- 1997年7月 中森公認会計士事務所代表
- 2008年8月 日本オラル(株)社外取締役(2011年8月退任)
- 2011年12月 M&Aキャピタルパートナーズ(株)社外取締役(2023年12月退任)
- 2013年6月 伊藤忠テクノソリューションズ(株)社外取締役(2019年6月退任)
- 2015年11月 (株)チームスピリット社外監査役(2021年11月退任)
- 2024年6月 当社監査役  
現在に至る

#### ■ 重要な兼職の状況

- 中森公認会計士事務所 代表
- 伊藤忠商事(株) 社外取締役
- (株)国民生活センター 監事

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】

中森真紀子氏は、中森公認会計士事務所の代表を務めるとともに複数の企業の役員を歴任し、公認会計士としての専門的知見を有しております。当社におきましては、2024年6月監査役就任後、その豊富な経験と高度な識見から、取締役会等において有益な意見を述べるなど、監査役としての職責を十分に果たしております。また、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できると判断しております。

中森真紀子氏が代表を務めている中森公認会計士事務所と当社との間に取引関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大森映治氏、寺脇一峰氏、武石恵美子氏及び中森真紀子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、寺脇一峰氏、武石恵美子氏及び中森真紀子氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、大森映治氏の選任が承認された場合は、独立役員となる予定であります。
3. 当社は、寺脇一峰氏、武石恵美子氏及び中森真紀子氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、寺脇一峰氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。武石恵美子氏及び中森真紀子氏の選任が承認された場合は、取締役として改めて当該責任限定契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、大森映治氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、小林俊明氏、寺脇一峰氏、武石恵美子氏及び中森真紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告61頁に記載のとおりであります。なお、小林俊明氏、寺脇一峰氏、武石恵美子氏及び中森真紀子氏の選任が承認された場合は、当該補償契約を継続する予定であります。また、大森映治氏の選任が承認された場合は、同様の補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告62頁に記載のとおりであります。なお、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、各取締役の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 【ご参考】取締役が有する主な専門性と経験(スキルマトリックス)

◆本総会第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社移行後の取締役の構成は、次のとおりであります。

	氏名	役職等	主な専門性と経験								
			企業経営・ 経営戦略	財務会計	コンプライアンス・ リスク管理	技術・IT	営業・マーケ ティング	環境・社会	グローバル	人事・ 人材開発	建設・不動産 開発の知見
取締役 (監査等委員 である取締 役を除く)	押味 至一	代表取締役会長	●			●	●	●		●	●
	桐生 雅文	代表取締役社長 社長執行役員	●			●	●	●			●
	越島 啓介	代表取締役 副社長執行役員 海外担当	●		●		●		●	●	●
	風間 優	代表取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、安全担当	●			●	●		●	●	●
	勝見 剛	取締役 副社長執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部管掌	●	●	●				●		●
	熊野 隆	取締役 常務執行役員 財務本部長	●	●	●						●
	斎藤 保	取締役 <span style="background-color: #90EE90; border-radius: 5px; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #D3D3D3; border-radius: 5px; padding: 2px;">独立</span>	●			●			●	●	
	飯島 彰己	取締役 <span style="background-color: #90EE90; border-radius: 5px; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #D3D3D3; border-radius: 5px; padding: 2px;">独立</span>	●		●				●	●	
安田 結子	取締役 <span style="background-color: #90EE90; border-radius: 5px; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #D3D3D3; border-radius: 5px; padding: 2px;">独立</span>	●						●	●		
監査等委員 である取締 役	小林 俊明	取締役 常勤監査等委員			●					●	●
	大森 映治	取締役 常勤監査等委員 <span style="background-color: #90EE90; border-radius: 5px; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #D3D3D3; border-radius: 5px; padding: 2px;">独立</span>	●	●	●					●	
	寺脇 一峰	取締役 監査等委員 <span style="background-color: #90EE90; border-radius: 5px; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #D3D3D3; border-radius: 5px; padding: 2px;">独立</span>			●				●		
	武石恵美子	取締役 監査等委員 <span style="background-color: #90EE90; border-radius: 5px; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #D3D3D3; border-radius: 5px; padding: 2px;">独立</span>			●				●	●	
	中森真紀子	取締役 監査等委員 <span style="background-color: #90EE90; border-radius: 5px; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #D3D3D3; border-radius: 5px; padding: 2px;">独立</span>		●	●	●			●		

(注) 特に期待する役割に関連するものに●を付けています。  
各人の全ての専門性と経験を示すものではありません。

## 第5号議案 取締役の賞与額改定の件

当社の取締役の賞与額は、2023年6月28日開催の第126期定時株主総会において、月例報酬額とは別に、業績との連動を考慮した賞与額を設定して、その範囲内で支給することとし、賞与額を「年額5億円以内」（社外取締役を除く。）とご承認いただいております。本議案は、2025年度における当社業績の向上等により、当該上限額を超えることが見込まれるため、賞与額を「年額7億円以内」（社外取締役を除く。）に改定させていただくとともに、同改定の効力を2025年度分の賞与に遡って適用することのご承認をお願いするものであります。

本議案の内容につきましては、ガバナンス・報酬委員会における協議を踏まえ、取締役会において決定しており、また連結業績の親会社株主に帰属する当期純利益の増加等によるものであるため、相当であると判断しております。

なお、本議案の対象となる取締役は7名（社外取締役を除く。）となります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の月例報酬額は、2005年6月29日開催の第108期定時株主総会において、「月額6,000万円以内」とご承認いただいております。また、月例報酬額とは別に、業績との連動を考慮した賞与額を設定して、その範囲内で支給することとし、第5号議案「取締役の賞与額改定の件」が原案どおり承認可決された場合、賞与額は「年額7億円以内」（社外取締役を除く。）となります。

今般、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、月例報酬額「年額6億円以内」（うち社外取締役分は1億円以内）、賞与額「年額8億円以内」（社外取締役を除く。）とすることのご承認をお願いするものであります。

本議案の内容につきましては、ガバナンス・報酬委員会での協議を踏まえ、取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を「年額1.8億円以内」とすること及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする事のご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「月例報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」は、2023年6月28日開催の第126期定時株主総会において、信託を用いた業績連動型株式報酬制度としてご承認いただき（同株主総会の承認決議を、以下「前回決議」という。）、導入しております（以下「本制度」という。）。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を一層明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること及び取締役に交付する株式に退任までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

今般、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とした報酬枠として設定することのご承認をお願いするものであります。

本議案の内容は、ガバナンス・報酬委員会での協議を踏まえ、取締役会において決定しており、相当であると判断しております。なお、この報酬枠は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」の報酬枠とは別枠とします。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役は6名（社外取締役を除く。）となります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### 2. 本制度における報酬額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済み。以下「本信託」という。）が当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。また、取締役に交付する当社株式については、下記3. のとおり、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

① 本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間（延長分）	2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計36億円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法

⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり20万ポイント
⑥ ポイント付与基準	役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	信託期間中の毎事業年度における一定の時期
⑧ 下記3. に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から退任する（当社の取締役、執行役員のいずれの地位でもなくなる）日まで

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

前回決議では、2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までを「対象期間」としたうえで、以下の点につきご承認をいただきました。

- ① 対象期間の間に在任する取締役に対して本制度に基づく報酬を支給する旨
- ② 取締役会の決定により、5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長できる（以降も同様）旨
- ③ 上記②の場合には、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金3億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出する旨
- ④ 当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与し、その上限を1事業年度あたり60万ポイントとする旨
- ⑤ 当社株式の交付を受けた日から退任する（当社の取締役、執行役員のいずれの地位でもなくなる）日まで譲渡制限を付す旨

当社は、2026年5月14日開催の取締役会の決議により、上記対象期間を、2029年3月末日で終了する事業年度まで延長しておりますが、当社株式の株価は前回決議時点よりも上昇しており、前回決議上記③の金額は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式を本信託が取得するには十分な金額ではなくなりました。

そこで、上記③の上限金額を、2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度あたり合計36億円と変更いたします。

なお、前回決議に基づき当社が信託した金銭を原資として本信託が取得済みの当社株式が、本制度に基づき監査等委員会設置会社移行後の取締役に交付されることがあります。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理費等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、取締役を兼務していない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

また、当社の取締役会の決定により、当該延長後の対象期間後も、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて更に延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下も同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に12億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

### (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

取締役が付与するポイントの上限は、前回決議では上記(2)のとおり承認をいただいておりますが、上記の上限ポイント数を1事業年度あたり20万ポイントに変更いたします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとする。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の受益者確定手續を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭(当該換金額)を交付することがあります。

### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

## 3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(3)③の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下「本譲渡制限契約」という。)を締結するものとする(各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとする。)

ただし、退任日以後に交付する当社株式がある場合には、かかる当社株式には譲渡制限を付さないものとする。また、この場合には、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

#### (1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式(以下「本交付株式」という。)につき、その交付を受けた日(複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日)から退任する日までの間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「本譲渡制限」という。)

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式(2019年6月25日開催の第122期定時株主総会においてご承認いただきました「譲渡制限付株式報酬」に基づき交付を受けた譲渡制限付株式

を除く。)と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

取締役が上記(1)に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

また、取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

譲渡制限期間の満了後3年間に限り、重大な財務諸表の修正があった場合、重大な不正行為、当社グループのレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象があった場合、当社は、株式報酬の全部又は一部の返還を求める(クローバック条項)。返還の内容については、取締役会が個々の事象を踏まえて決定する。

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会(ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、次の各号に定める日(以下「組織再編等効力発生日」という。)が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。)には、上記(1)にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。) 会社分割の効力発生日
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- ④ 株式の併合(当該株式の併合により取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。) 株式の併合の効力発生日
- ⑤ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ⑥ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求(会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。) 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以上

(ご参考) 本総会第2号議案、第6号議案及び第8号議案が原案どおり承認可決された場合の、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の概要は、以下のとおりです。

#### 基本的な考え方

- 優秀な経営陣の確保・保持に資する報酬水準とする。
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しい報酬体系とする。
- 経営目標に対する達成度に連動した報酬及び当社株価に連動した報酬を導入し、中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を実現する。
- 客観性と透明性が担保された報酬決定プロセスとする。

#### a 報酬制度

- 取締役の報酬の決定に際しては、客観性と透明性を確保するため、社外取締役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」において、役員報酬に関する基本的な考え方や報酬制度及び報酬水準などについての協議を行い、取締役会は、その助言・提言を踏まえ審議、決定します。
- 取締役には、役位（執行役員を兼務する場合の執行役員の役位を含む。以下同じ）ごとに定めた、固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬を支給します。報酬額全体における固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬の割合は概ね下記のとおりです（賞与が基準額、株式報酬が基準株数の場合）。

	固定報酬 (月例報酬)	業績連動報酬	
		賞与	株式報酬
社長	25%	25%	50%
それ以外の取締役	役位が上位であるほど業績連動報酬としての賞与、株式報酬の割合が大きくなるよう設定		

（※決定方針決議前日（2026年3月23日）時点の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値で計算）

ただし、社外取締役には、月例報酬のみを支給します。

- 固定報酬（月例報酬）の取り扱いは、次のとおりです。
  - (i) 合計額は、年額6億円以内とする。（うち社外取締役は1億円以内）
  - (ii) 役位に応じた月例報酬額とする。
  - (iii) 新しく取締役就任すること又は取締役を退任することに伴う月例報酬額の改定は、株主総会による選任日の翌月からとする。
  - (iv) 役位が昇進した取締役の月例報酬額は、原則として役位昇進日をもって改定する。
- 業績連動報酬（賞与）の取り扱いは、次のとおりです。
  - (i) 合計額は、年額8億円以内とする。
  - (ii) 事業年度（4月1日～3月31日）を対象に、3月末時点の役位に応じ、取締役会の決議を経て6月末に一括支給する。
  - (iii) 役位ごとに定めた賞与基準額に、「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益」、「安全成績（度数率及び死亡災害発生件数）」及び「従業員エンゲージメント（鹿島エンゲージメントスコア（前年度比）」)に基づく3つの支給率を70：15：15の評価ウエイトに基づいて計算した評価係数を乗じて算出する。各支給率は200%を上限とし、一定の基準を下回った場合は0%とする。

#### <算定式>

賞与額 = 賞与基準額 × 評価係数※

※「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益」に基づく支給率×70% + 「安全成績（度数率及び死亡災害発生件数）」に基づく支給率×15% + 「従業員エンゲージメント（鹿島エンゲージメントスコア（前年度比）」)に基づく支給率×15%

業績連動報酬としての賞与に係る指標として本評価係数を選択した理由は、連結業績に加え、サステナビリティへの対応の重要性を踏まえ「安全成績」と「社員エンゲージメント」の2つの要素を加味したものである。

- (iv) 会社として重大なコンプライアンス違反があった場合など、上記計算式どおりの支給に疑義が生じるときは、社長は減額等に関する提案を行うことができる。
- (v) 赤字決算(当年度の連結営業利益が赤字又は当年度の親会社株主に帰属する当期純利益が赤字)となった場合、賞与は不支給とする。
- (vi) 事業年度の途中で新たに選任された場合又は退任した場合は、原則として期間中の在任月数に応じた算定額を支給する。

○業績連動報酬(株式報酬)の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 合計額は、3事業年度36億円以内とする。
- (ii) 事業年度(4月1日～3月31日)を対象に、3月末時点の役位に応じて算定する。その後、原則として7～8月に譲渡制限付株式を一括付与する。
- (iii) 役位ごとに定めた株式報酬基準株数に、「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の平均」及び「直近3か年のROEの平均」に基づく2つの支給率を50:50の評価ウエイトに基づいて計算した支給率を評価係数として乗じて算定する。各支給率は200%を上限とし、一定の基準を下回った場合は0%とする。

<算定式>

株式報酬額 = 株式報酬基準株数 × 評価係数※

- ※「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の平均」に基づく支給率×50%  
+「直近3か年のROEの平均」に基づく支給率×50%

業績連動報酬としての株式報酬に係る指標として本評価係数を選択した理由は、資本効率性を考慮した中期的な視点に基づく経営のインセンティブとするためである。

- (iv) 譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とする。
  - (v) 対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は20万株を上限とする。
  - (vi) 事業年度の途中で新たに選任された場合又は退任した場合は、原則として期間中の在任月数に応じた算定額を支給する。
  - (vii) 譲渡制限期間の満了後3年間に限り、重大な財務諸表の修正があった場合や重大な不正行為、当社グループのレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象があった場合に、株式報酬の全部又は一部の返還を求める(クローバック条項)。返還の内容については、取締役会が個々の事象を踏まえて決定する。
- b 役位ごとに定めた月例報酬額、賞与基準額及び株式報酬基準株数は、原則として3年毎に見直します。ただし、その間の経済社会環境の変化等から必要となった場合は、都度、金額を改定します。

1. 企業集団の現況に関する事項

第129期 (2025年度) 主要業績

売上高	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
3兆672億円 前期比 5.3%増	2,404億円 前期比 49.6%増	1,773億円 前期比 40.9%増

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、地政学リスクや通商政策を巡る不確実性の高まりなど、先行きの不透明感が強まる局面が続いたものの、AI・デジタル関連投資の拡大が景気の下支えとなり、全体として底堅さを維持しました。

我が国経済は、物価が継続的に上昇する中でも、堅調な企業業績を背景に賃上げが進み、緩やかながら持ち直しの動きがみられました。

国内建設市場は、米国関税政策の影響により輸出関連企業の設備投資などに停滞が見られましたが、成長に向けた民間企業の投資意欲は依然として高く、公共投資も安定的に推移したことから、高水準の需要が継続しました。一方で、需給のひっ迫も常態化しており、建設コスト上昇への対応や適切な施工体制構築が課題となっております。

こうした中、当社グループは「鹿島グループ中期経営計画（2024～2026）」に基づき、建設事業と開発事業を中核として、国内外で事業を推進してまいりました。

その結果、当期における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

建設事業受注高は、国内、海外ともに前期を上回り、前期比24.4%増の3兆2,639億円（前期は2兆6,245億円）となりました。

売上高は、建設事業の売上高増加により、前期比5.3%増の3兆672億円（前期は2兆9,118億円）となりました。

利益につきましては、建設事業の売上総利益率の向上を主因に、営業利益は前期比58.5%増の2,407億円（前期は1,518億円）、経常利益は同49.6%増の2,404億円（同1,606億円）、親会社株主に帰属する当期純利益は同40.9%増の1,773億円（同1,258億円）となりました。

(2) セグメント別の状況（各セグメントの数値はセグメント間取引等調整前の数値）

## 土木事業

当社における建設事業のうち土木工事に関する事業

建設事業  
受注高

**6,158**億円  
前期比 40.3%増

売上高

**4,307**億円  
前期比 6.6%増

営業利益

**767**億円  
前期比 114.9%増

受注高は、官公庁工事、民間工事ともに増加したことから、前期比40.3%増の6,158億円（前期は4,388億円）という高い水準になりました。

売上高は、大型工事を中心に施工が順調に進捗したことから、前期比6.6%増の4,307億円（前期は4,041億円）となりました。営業利益は、売上総利益率が大幅に向上したことを主因に、同114.9%増の767億円（同357億円）となりました。

## 建築事業

当社における建設事業のうち建築工事に関する事業

建設事業  
受注高

**1兆5,556**億円  
前期比 16.6%増

売上高

**1兆1,829**億円  
前期比 12.3%増

営業利益

**832**億円  
前期比 62.6%増

受注高は、生産施設や再開発事業などの大型工事を複数受注したことを主因に、前期比16.6%増の1兆5,556億円（前期は1兆3,346億円）となりました。

売上高は、当期竣工工事を中心に大型工事の施工量が増加し、前期比12.3%増の1兆1,829億円（前期は1兆534億円）となりました。営業利益は、売上高の増加に加え、売上総利益率も向上したことから、同62.6%増の832億円（同512億円）となりました。

## 開発事業等

当社における不動産開発全般に関する事業及び意匠・構造設計、その他設計、エンジニアリング全般の事業

売上高

**964**億円  
前期比 5.8%減

営業利益

**176**億円  
前期比 36.8%減

当期に複数の不動産開発物件を販売したものの、収益性の高い大型プロジェクトの販売、引渡しがあった前期と比べ売上高、売上総利益が減少し、売上高は前期比5.8%減の964億円（前期は1,023億円）、営業利益は同36.8%減の176億円（同278億円）となりました。

## 国内関係会社

当社の国内関係会社が行っている事業であり、主に日本国内における建設資機材の販売、専門工事の請負、総合リース業、ビル賃貸事業等

建設事業  
受注高

**2,217**億円  
前期比 7.0%増

売上高

**4,146**億円  
前期比 16.9%増

営業利益

**357**億円  
前期比 118.1%増

経常利益

**414**億円  
前期比 95.9%増

親会社株主に  
帰属する  
当期純利益

**295**億円  
前期比 81.0%増

(経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益はセグメント間取引及び国内関係会社間取引等調整前の数値を示しております。)

建設事業受注高は、複数の大型工事を受注したことから、前期比7.0%増の2,217億円（前期は2,072億円）となりました。

当期は、建設事業における売上高の増加及び売上総利益率の向上に加え、開発系関係会社が保有する販売用不動産の売却により、売上高、営業利益が増加し、売上高は前期比16.9%増の4,146億円（前期は3,546億円）となり、営業利益は同118.1%増の357億円（同164億円）となりました。

また、営業利益の増加を主因に、経常利益は前期比95.9%増の414億円（前期は211億円）、親会社株主に帰属する当期純利益は同81.0%増の295億円（同162億円）となりました。

## 海外関係会社

当社の海外関係会社が行っている事業であり、北米、欧州、アジア、大洋州などの海外地域における建設事業、開発事業等

建設事業  
受注高

**9,674**億円  
前期比 33.6%増

売上高

**1兆919**億円  
前期比 2.0%減

営業利益

**266**億円  
前期比 32.8%増

経常利益

**191**億円  
前期比 18.6%減

親会社株主に  
帰属する  
当期純利益

**99**億円  
前期比 36.4%減

(注) 為替レートは156.56円/1US\$

(経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益はセグメント間取引及び海外関係会社間取引等調整前の数値を示しております。)

建設事業受注高は、米国や東南アジアなど各地域で増加し、前期比33.6%増の9,674億円（前期は7,240億円）となりました。

売上高は、建設事業売上高が増加したものの、米国における開発物件の売却が減少したことを主因に、前期比2.0%減の1兆919億円（前期は1兆1,145億円）となりました。営業利益は、開発事業等の売上総利益が減少した一方で、建設事業における売上総利益率の向上を主因に、同32.8%増の266億円（同200億円）となりました。

なお、営業利益は増加したものの、開発事業等に係る営業外収益及び特別利益の減少を主因に、経常利益は前期比18.6%減の191億円（前期は235億円）、親会社株主に帰属する当期純利益は同36.4%減の99億円（同157億円）となりました。

## 当期の主な受注工事

土木	男鹿・潟上・秋田Offshore Green Energy(同)	秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業の風車基礎建設工事
建築	三菱地所レジデンス(株)・東急不動産(株)・東急(株)	千代田区一番町1計画新築工事
	(同)桜島開発	Osaka Sakurajima Resortプロジェクト新築工事
	三井不動産(株)・森永乳業(株)・東日本旅客鉄道(株)	田町駅西口駅前地区開発事業新築工事
海外	Singapore Sports Council	トアパヨ統合開発新築工事 (シンガポール)

## 当期の主な完成工事

土木	国土交通省北陸地方整備局	大河津分水路新第二床固改築 1期工事 大河津分水路新第二床固改築 1期その2工事
建築	Rapidus(株)	Rapidus新工場IIM-1
	SMC(株)	SMC Japan Technical Center building A SMC Japan Technical Center building B SMC Japan Technical Center building C
	東日本旅客鉄道(株)	MoN Takanawa:The Museum of Narratives
海外	南栄開発建築股份有限公司	南栄開発 世界明珠 The Global One (台湾)

### (3) 対処すべき課題

#### 経営環境の見通し

世界経済は、AIを中心としたデジタル分野の需要や関連するインフラ整備に対する投資が中長期的に拡大していく見込みです。一方で、国際情勢の緊迫化や不安定な通商環境によるインフレ再燃が懸念されるなど、先行き不透明な状況が継続しております。また、多様な人材の確保、育成を軸とする人的資本投資の重要性が高まるとともに、脱炭素や循環型経済への移行など、経済・社会構造の転換も加速する見通しです。このように事業環境が絶えず変化する局面において持続的な成長を実現するためには、社会、顧客が直面する課題を的確に把握し、確かな技術力に基づく質の高いサービス、付加価値を提供し続ける必要があります。

建設市場は、民間設備投資の拡大や老朽化したインフラ、都市機能の更新などにより、当面は国内外ともに堅調な需要が見込まれるものの、構造的な労働力不足や建設コスト上昇など、建設産業の根幹に関わる課題が継続しております。技能労働者の処遇改善による担い手確保の推進や自動化・省人化による生産性向上に加え、環境負荷低減を実現する技術開発など、社会課題解決と中長期的な成長を両立させる取り組みが求められております。

#### 「鹿島グループ中期経営計画（2024～2026）－中核をさらに強化し、未来を開拓する－」の推進

このような経営環境の中、2024年度からスタートした中期経営計画では、①国内建設事業を深める、②成長領域を伸ばす、③技術立社として新たな価値を創る、④サステナビリティを成長戦略として掲げております。中核を成す国内建設事業、成長領域と定める不動産開発事業、海外事業を更に強化しつつ、バリューチェーン拡充やR&D、イノベーション推進により、技術立社ならではの新たな価値を創出し、社会や顧客とともに未来を開拓することを目指します。

#### [成長戦略の取り組み状況]

##### ① 国内建設事業を深める

生産施設やインフラ更新などの重点分野において、着実に受注、施工の実績を積み重ね、技術力の強化や知見、ノウハウの蓄積が進展しました。また、安全性、生産性の向上に資する自動化施工システムの更なる深化や、将来のビジネス機会拡充に寄与する技術開発も成果を上げております。生成AIなどの先進技術の積極的な活用は、働き方の質を高めるとともに、安全を追求する労働環境の改善にも貢献しております。

### ■ 当期における成果、取り組み事例

- ・重点分野と位置づける「生産施設」において、半導体や自動車関連の大型工事を含め、4,000億円以上の工事を受注
- ・見積書・工程表の自動作成、現場の安全管理支援、橋梁の健全度診断などにおいて、AI活用を推進
- ・自動化施工システム「A<sup>4</sup>CSEL (クウッドアクセル)」を、「新名神高速道路城陽工事」(京都府)などの複数工事に展開。工事範囲が複雑な形状であり、かつ盛土材料が変化する造成工事にも適用
- ・東京大学「ハイパーカミオカンデ」(岐阜県)において、地下600mに直径69m、高さ94mの世界最大級となる地下空洞を構築。今後の拡大が期待される地下空間活用ニーズに対応

### ② 成長領域を伸ばす

国内、海外において、建設技術と不動産ノウハウをかけ合わせた付加価値の高い不動産開発事業を推進しております。海外では各地域の事業環境を慎重に見極めつつ、強固な収益基盤に成長した流通倉庫開発事業のグローバル展開を加速させており、国内では事業資産のレパトリリーを拡充するとともに、賃貸物件の収益性を高める取り組みに注力しております。

また、建設コスト上昇や金融環境の変化を見据え、外部資金の積極的活用を企図したプロジェクトの共同事業化により、リスク低減と資本効率向上を図っております。

### ■ 当期における成果、取り組み事例

- ・米国で蓄積した実績、知見を活かし、流通倉庫開発事業のグローバル展開を促進。欧州、東南アジアに加え、豪州においても新規案件に着手。倉庫開発床面積(2015年以降)は累計745万㎡まで拡大
- ・国内、海外の複数の開発事業プロジェクトにおいて、共同事業者の招聘による外部資金活用により、事業リスク低減と資本効率向上を実現
- ・ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのオフィシャルホテル「Osaka Sakurajima Resort」(大阪府)や「新秩父宮ラグビー場」(東京都)等の大型開発プロジェクトが着工。レパトリリーの拡充が進展
- ・国内賃貸物件のテナントリーシングを強化。全57棟(貸床面積約12万坪)の入居率95%を確保

### ③ 技術立社として新たな価値を創る

建設事業の強化と社会課題解決への貢献を柱とする当社グループの技術開発については、外部パートナーとの協業、連携も深めつつ、技術の社会実装、普及展開に向けた取り組みが進展しております。また、「防災・減災」、「ウェルビーイング、スマートビル」などの複数の研究領域において、社会、顧客のニーズに応えた新たな付加価値を創出しております。

#### ■ 当期における成果、取り組み事例

- ・ 高速道路床版取替工事の工期短縮、ソーシャルロス低減を実現する「スマート床版更新(SDR) システム」の普及展開及び技術深化を目指し、「SDRシステム研究会」を設立
- ・ 光ファイバセンシング技術を活用した地中空洞化検知、路車協調型自動運転の実現に向け、外部パートナーと連携した研究開発や実証実験を開始
- ・ 「東京証券取引所ビル本館」(東京都) 屋上に制震装置「D<sup>3</sup>SKY-L (ディースカイエル)」を設置。最新鋭の超高層ビルと同等レベルまで耐震性を向上させるバリューアップを実現
- ・ アジア地域統括拠点「The GEAR」において、自然換気活用による空調依存の大幅低減を実現。ASHRAE (米国暖房冷凍空調学会) Technology AwardsのNew Commercial Building部門最優秀賞を獲得

#### ④ サステナビリティ

「鹿島環境ビジョン2050 plus」に基づき、相互に関連する脱炭素、資源循環、自然再興の3分野における取り組みに注力しております。環境保全と経済活動が両立する持続可能な社会の実現に向け、当社グループの人材、資産を幅広く活用しつつ、建設技術をベースにした研究開発を着実に進めております。

また、社会や顧客から信頼され、成長し続けるため、コンプライアンスや人権尊重を前提とした経営基盤を整備しております。多様な人材の活躍を促す施策に加え、技能労働者の処遇改善や協力会社に対する支援を通じて、強固なサプライチェーン構築も目指しております。

#### ■ 当期における成果、取り組み事例

- ・ 「CO<sub>2</sub>-SUICOM (シーオーツースイコム)」を含む2種類の環境配慮型コンクリートを国土交通省の直轄工事に大量適用。当初計画のコンクリートを使用した場合と比較し、CO<sub>2</sub>排出量を約45t削減
- ・ 米国北西部の太平洋沿岸地域における森林の取得と持続可能な管理を目的とする森林ファンドに出資。脱炭素及び自然再興の実現に向けた取り組みを加速
- ・ 純木質耐火集材材を採用した木造建築となる「東北支店ビル」(宮城県) 建替に着手。当社グループ社有林(約5,500ha)の産出材活用を計画し、森林の適正管理・再生による脱炭素社会の実現に貢献
- ・ 社員の熱意や会社への信頼度などを調査するエンゲージメントサーベイのスコアが2年連続で向上
- ・ 電子マネーなどと交換可能な建設技能者向けポイントサービスの導入、工事代金の支払早期化などにより、技能労働者の処遇改善、協力会社の財務基盤強化を支援

## 財務戦略

当社グループは、中期経営計画（2024～2026）の策定後も、事業環境や業績動向を踏まえ、財務戦略を適切に更新しております。取締役会においては、資本コストや事業ごとの資本収益性を確認、評価するとともに、株式市場における各種指標、IR活動の実績を把握した上で、成長投資や株主還元などの財務戦略、キャッシュアロケーションを検証しております。

当期は、前期に続き目標を上回る利益を確保し、過去最高益を達成しました。2026年度についても、親会社株主に帰属する当期純利益は、中期経営計画の経営目標を大きく上回る1,700億円を目指しております。

当社グループが認識している8%程度の株主資本コストに対し、当期のROEは13.3%となりました。2026年度以降も継続的に10%を超え、株主資本コストを十分に上回る資本収益性を確保できると見通しております。

また、当期末における当社の株価は、前期末に比べ大幅に上昇しており、当社グループの利益成長と業績に連動した株主還元が株式市場において評価されたと認識しております。

こうした状況を踏まえ、企業価値・市場評価の更なる向上を図るため、財務戦略を更新いたしました。成長に向けた施策と投資を着実に進めつつ、計画を上回る利益や政策保有株式の売却を主要な資金源として、株主還元の充実に加え、協力会社への支払早期化等によるサプライチェーンの強化を図ってまいります。また、経営方針や業績見込みについてのタイムリーな情報開示と多様な投資家・市場との対話の強化により、株式市場から信頼され、評価される企業グループを目指してまいります。

### [経営目標の達成状況]

業績	2024年度 実績	2025年度 実績	2026年度 予想	中期経営計画 経営目標	
				2026年度	2030年度
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,258億円	1,773億円	1,700億円	1,300億円 以上	1,500億円 以上
ROE	10.2%	13.3%	—	10%を上回る水準	

(注) 2026年度予想（2026年5月14日公表）は、公表日現在において入手可能な情報から得られた判断に基づいております。中期経営計画策定時の想定為替レートは142円/1US\$程度。2024年度実績は158.18円/1US\$、2025年度実績及び2026年度予想の想定為替レートは156.56円/1US\$。

## [財務戦略更新のポイント]

成長投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な成長を見据え、人的資本への投資に加え、「生産性向上」「新たな価値創出」に向けたR&amp;D投資・デジタル投資を集中的に推進。</li> <li>・ 国内外の不動産開発事業における資本効率向上を企図した共同事業化や市況を見極めた投資・回収時期の変更を主因に、ネット投資額は計画比200億円減少。</li> <li>・ 株主資本コストの変動を意識しつつ、ROEは10%を上回る水準を継続。</li> </ul>
資本構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策保有株式は継続的に縮減を推進。株式市場の動向を踏まえ、『2026年度末までに連結純資産の20%未満』とした目標の達成に向けて、3年間の売却額は計画比400億円増額の900億円程度を目指す。</li> <li>・ D/Eレシオの目安は0.7倍程度を維持。</li> </ul>
株主還元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配当性向40%を目安として、業績向上に連動した配当金の引き上げを実施。</li> <li>・ 自己株式取得は、政策保有株式の売却実績をベースに機動的に実施。2026年度は利益成長の加速を踏まえ、政策保有株式売却額を上回る400億円の取得を計画。あわせて、保有する自己株式を発行済株式総数の5%程度となるよう消却予定。</li> <li>・ 3年間の株主還元総額を計画比800億円拡充。</li> </ul>
サプライチェーン強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続的な成長を支えるサプライチェーンの強化に1,000億円程度を充当。</li> <li>・ 工事代金の支払いに関して現金比率を高めるなど、支払早期化を実施し、協力会社の財務基盤改善を支援することに加え、建設技能者へのポイントサービス導入や手当・報奨金の拡充を推進。</li> </ul>

## [投資計画]

投資計画	2024~2026年度			2024~2025年度
	中計策定時	今回更新	増減	累計実績
R&D投資	600億円	600億円	—	430億円
デジタル投資	500億円	600億円	+100億円	370億円
戦略的投資枠	800億円	800億円	—	110億円
業務用不動産などへの設備投資	600億円	700億円	+100億円	330億円
国内開発事業	3,200億円	2,800億円	△400億円	1,870億円
（売却による回収）	1,700億円	1,300億円	△400億円	1,020億円
（ネット投資額）	1,500億円	1,500億円	—	850億円
海外開発事業	6,300億円	6,100億円	△200億円	3,230億円
（売却による回収）	5,200億円	5,400億円	+200億円	2,660億円
（ネット投資額）	1,100億円	700億円	△400億円	570億円
投資総額	1兆2,000億円	1兆1,600億円	△400億円	6,340億円
（ネット投資額）	5,100億円	4,900億円	△200億円	2,660億円

(注) 中期経営計画策定時の想定為替レートは142円/1US\$程度。

2024年度実績は158.18円/1US\$、2025年度実績及び2026年度予想の為替レートは156.56円/1US\$。

### [政策保有株式の縮減]

当社は、発行会社との取引関係の維持、強化を通じて当社の企業価値向上に資すると判断される場合のみ政策的に株式を保有することとしております。

中期経営計画（2024～2026）では、当社の政策保有株式残高を2026年度末までに連結純資産の20%未満とすることを目標に掲げ、目標到達後も継続的に縮減する方針としております。

当期は23銘柄210億円の政策保有株式を売却いたしました。一方で、株価変動等により保有時価が716億円増加したため、当期末の貸借対照表計上額は3,041億円、連結純資産に対する比率は21.2%となりました。計画の最終年度となる2026年度は、縮減を一段と進め目標達成を目指してまいります。

#### 政策保有株式の売却実績

年度	売却銘柄数	売却額
2024	34銘柄	203億円
2025	23銘柄	210億円

(注) 売却銘柄数には一部売却を含む

#### 期末時点の政策保有株式の保有状況（下段は上場株式の数値）

年度	銘柄数	貸借対照表計上額	対連結純資産比率
2023	291銘柄 (113銘柄)	3,161億円 (3,081億円)	25.8% (25.2%)
2024	278銘柄 (100銘柄)	2,535億円 (2,463億円)	19.8% (19.3%)
2025	272銘柄 (97銘柄)	3,041億円 (2,976億円)	21.2% (20.7%)

(注) みなし保有株式は該当なし

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第126期 (2022年度)	第127期 (2023年度)	第128期 (2024年度)	第129期(当期) (2025年度)
売 上 高 (百万円)	2,391,579	2,665,175	2,911,816	3,067,275
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	111,789	115,033	125,817	177,334
1株当たり当期純利益 (円)	227.98	238.76	266.49	379.81
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	11.2	10.2	10.2	13.3
総 資 産 (百万円)	2,769,718	3,135,149	3,454,592	3,624,341
純 資 産 (百万円)	1,061,145	1,223,655	1,277,988	1,436,220

(ご参考：当社の財産及び損益の状況)

区 分	第126期 (2022年度)	第127期 (2023年度)	第128期 (2024年度)	第129期(当期) (2025年度)
売 上 高 (百万円)	1,432,774	1,552,950	1,560,016	1,710,084
当 期 純 利 益 (百万円)	78,416	90,134	104,747	146,921
1株当たり当期純利益 (円)	159.61	186.72	221.42	314.04
総 資 産 (百万円)	1,764,726	1,918,318	2,046,869	2,165,017
純 資 産 (百万円)	693,278	791,410	778,493	891,975

## (5) 重要な子会社の状況等

(2026年3月31日現在)

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大 興 物 産 株 式 会 社	百万円 750	% 100.0	建設資材・建設機械等の加工及び販売、 内外装工事等の請負
鹿 島 道 路 株 式 会 社	百万円 4,000	100.0	舗装工事の設計・施工、土木・建築工事の 請負又は受託
鹿 島 リ ー ス 株 式 会 社	百万円 400	100.0	建物及び附帯設備、各種機器等のリース・ 売買
鹿島建物総合管理株式会社	百万円 100	100.0	建物の管理・メンテナンス業務
イトンリアルエステート株式会社	百万円 34,720	100.0	不動産の売買及び賃貸等
カ ジ マ ユ ー エ ス エ ー イ ン コ ー ポ レ ー テ ッ ド	百万米ドル 5	100.0	北米における子会社の統括及び関係会社 への投融資
カジマアジアパシフィックホールディングス ピーティイーリミテッド	百万シンガポールドル 633	100.0	アジアにおける子会社の統括及び関係会社 への投融資
カジマヨーロッパリミテッド	百万ポンド 111	100.0	欧州における子会社の統括及び関係会社 への投融資
カ ジ マ オ ー ス ト ラ リ ア ピ ー テ ィ ー ワ イ リ ミ テ ッ ド	百万豪ドル 330	100.0	大洋州における子会社の統括及び関係会社 への投融資

上記に掲げた重要な子会社9社を含む連結子会社は185社、持分法適用会社は140社であります。

② 主要な技術提携の状況

提携先	内 容
株式会社竹中工務店、清水建設株式会社 他319社	ロボット施工・IoT分野に関する「建設RXコンソーシアム」
デンカ株式会社、株式会社竹中工務店 他54団体	カーボンネガティブコンクリート開発に関するコンソーシアム 「CUCO」
カナデビア株式会社	浮体式洋上風力発電基礎の量産化・低コスト化技術に関するもの
学校法人金沢工業大学	セメント系3Dプリンティングによる環境配慮型コンクリート適用 構造物の具現化に関するもの
日本電気株式会社、NTT東日本株式会社	電柱に共架している通信用光ファイバをトンネル掘削工事の振動 検知に活用するもの
株式会社大林組、三井住友建設株式会社 他23社	スマート床版更新（SDR）システムの普及展開及び技術発展に関 する「SDRシステム研究会」
株式会社SUBARU	光ファイバセンシング技術を用いた路車協調型自動運転の実証実 験に関するもの
国立大学法人島根大学	光ファイバセンシング技術を活用し、インフラ構造物の変状を高 精度に計測する新たな計測器を開発するもの

(6) 主要な事業内容

(2026年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、開発事業及び設計・エンジニアリング事業等を主な事業内容としておりま  
す。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（（特－4）第2100号）として国土交通大臣  
許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（（15）第991号）として国土交通大臣免許を受け、  
不動産に関する事業を行っております。

## (7) 主要な営業所等

(2026年3月31日現在)

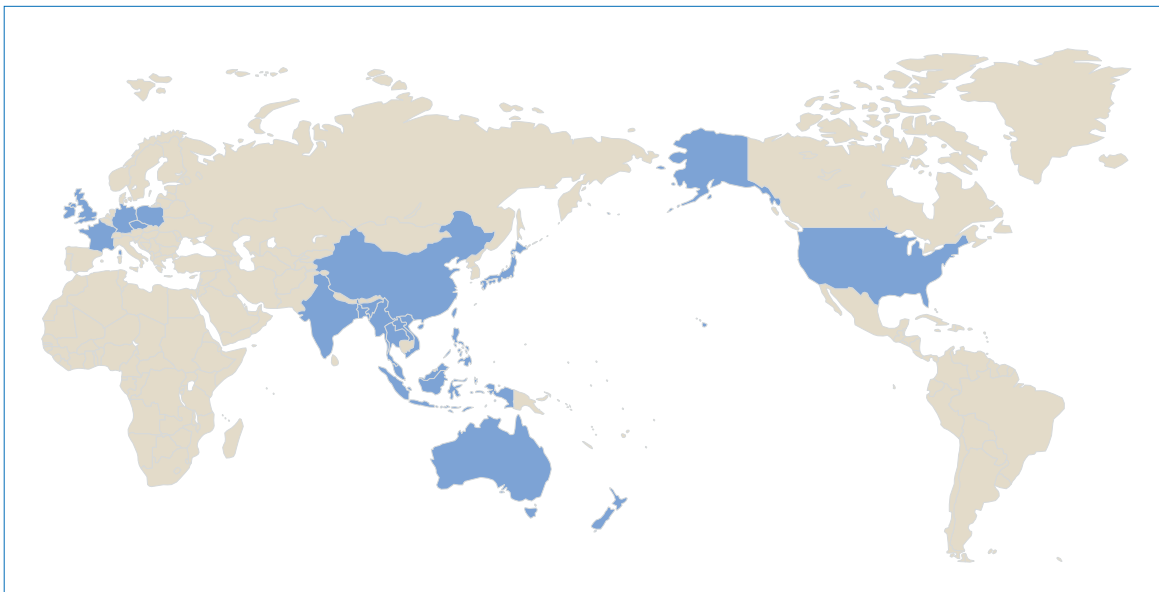
### ① 国内

本社	東京都港区元赤坂一丁目3番1号
支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、関東支店（さいたま市）、東京土木支店（東京都港区）、東京建築支店（東京都港区）、横浜支店（横浜市）、北陸支店（新潟市）、中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、四国支店（高松市）、中国支店（広島市）、九州支店（福岡市）
技術研究所	（東京都調布市）
子会社	大興物産株式会社（東京都港区） 鹿島道路株式会社（東京都文京区） 鹿島リース株式会社（東京都港区） 鹿島建物総合管理株式会社（東京都中央区） イトンリアルエステート株式会社（東京都千代田区） ケミカルグラウト株式会社（東京都千代田区）

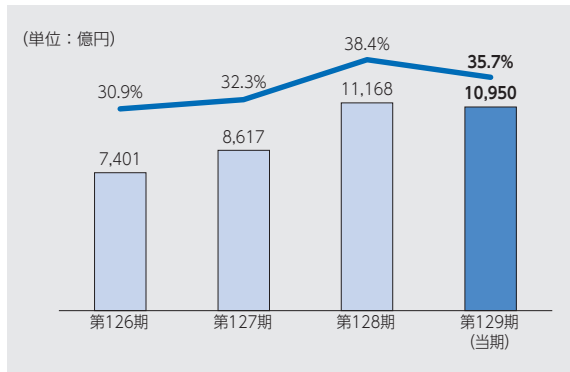
### ② 海外

子会社	カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド（米国） カジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッド（シンガポール） カジマ ヨーロッパ リミテッド（英国） カジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド（オーストラリア） 中鹿營造股份有限公司（台湾）
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

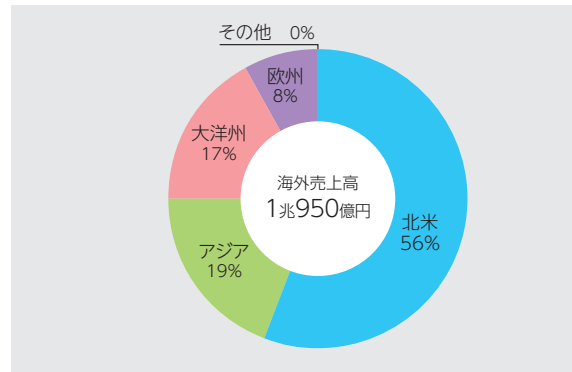
(ご参考) 当社グループの主な活動地域



■ 海外売上高・比率の推移



■ 海外地域別売上高 (当期)



## (8) 従業員の状況

(2026年3月31日現在)

### ① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
23,145 <sup>名</sup>	+444 <sup>名</sup>

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。  
なお、当社及び連結子会社の従業員数は、21,170名であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,959 <sup>名</sup>	+105 <sup>名</sup>	41.2 <sup>歳</sup>	15.7 <sup>年</sup>

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。  
なお、出向、留学者等を含めた在籍者数は、9,334名であります。

## (9) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達として、2025年9月に無担保社債を200億円、2026年3月に無担保社債(ネイチャーボンド)を100億円発行いたしました。また、当社は、緊急時における資金調達手段を確保するため、取引銀行の協調融資方式によるコミットメントラインを総額2,000億円設定しております。

## (10) 主要な借入先

(2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	137,335
三井住友信託銀行株式会社	97,132
株式会社三菱UFJ銀行	74,355
株式会社みずほ銀行	72,050
SMBC Bank International plc	38,032
農林中央金庫	32,918

## (11) 設備投資の状況

当社グループの当期中に実施いたしました設備投資の総額は610億円であります。

なお、当期において継続中又は計画中の主な設備の状況は、次のとおりであります。

### ・当社

東京科学大学田町キャンパス土地活用事業	開発事業	建物等の建設
八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	開発事業	建物等の建設・保留床取得
三会堂ビル建替計画	開発事業	建物等の建設
東北支店ビル建替計画	建設事業	建物等の建替え

### ・イトンリアルエステート株式会社（当社連結子会社）

リージェント京都計画	開発事業	建物等の建設
------------	------	--------

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社における独占禁止法違反事件について

2018年3月23日に当社及び当社社員1名が起訴された東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事（品川駅及び名古屋駅）に関する独占禁止法違反事件につき、当社は2021年3月1日に東京地方裁判所から罰金2億5,000万円の判決を受け、当社社員1名についても執行猶予付き有罪判決を受けました。当社はこれを不服として東京高等裁判所に控訴しておりましたが、2023年3月2日に控訴棄却の判決を受けました。

当社は、本件工事が類例のない難工事であり、指名競争見積手続が開始される5年ほど前から同開始直前まで、発注者が当社以外の特定の会社にもみ技術検討などを依頼していたことを含む種々の事実関係を主張し、独占禁止法適用の前提である「競争」が存在していない状況にあったことを主たる理由に、第一審、控訴審とも一貫して無罪を主張してまいりました。当社側の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、控訴審判決には承服できないことから、2023年3月14日に最高裁判所に上告の申立てをしております。

また、本件に関し、当社は2020年12月22日に公正取引委員会から、独占禁止法違反として排除措置命令を受けており、同命令における違反認定についても受け容れられるものではないことから、2021年6月21日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起しておりました。当社は2024年6月27日に当社の請求を棄却する判決を受け、これを不服として東京高等裁判所に控訴しておりましたが、2025年5月15日に控訴棄却の判決を受けました。当社は、この控訴審判決につきましても刑事訴訟と同じく承服できないことから、2025年5月26日に最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしております。

## 2. 会社の株式に関する事項

(2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,250,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 528,656,011株 (自己株式 60,849,229株を含む。)
- (3) 株主数 81,020名 (前期末比 15,824名増)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	71,094 <sup>千株</sup>	15.20 <sup>%</sup>
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	33,071	7.07
鹿 島 公 子	15,849	3.39
鹿 島 社 員 持 株 会	8,602	1.84
公益財団法人鹿島学術振興財団	7,235	1.55
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	6,742	1.44
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	6,065	1.30
ピーエヌワイエム アズ エー ジー ティ クライアンツ ノントリー ティー ジャスデック	5,807	1.24
株 式 会 社 か た ば み	5,800	1.24
公 益 財 団 法 人 鹿 島 美 術 財 団	5,788	1.24

- (注) 1. 当社は自己株式60,849千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年5月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式5,474,900株を総額19,999,976,900円で取得しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 社長執行役員	押 味 至 一	(株)日本建築住宅センター 社外取締役 東日本建設業保証(株) 社外取締役
代表取締役副社長執行役員	越 島 啓 介	海外事業本部長
代表取締役副社長執行役員	風 間 優	土木管理本部長、安全担当
取締役副社長執行役員	石 川 洋	営業担当
取締役副社長執行役員	勝 見 剛	総務管理本部長、監査部・安全環境部管掌
取締役常務執行役員	熊 野 隆	財務本部長
取 締 役	鈴 木 庸 一	
取 締 役	斎 藤 保	(株)IHJ 特別顧問 沖電気工業(株) 社外取締役 古河電気工業(株) 社外取締役 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長
取 締 役	飯 島 彰 己	三井物産(株) 顧問 ソフトバンクグループ(株) 社外取締役 日本銀行 参与 武田薬品工業(株) 社外取締役
取 締 役	寺 脇 一 峰	弁護士 芝浦機械(株) 社外取締役
取 締 役	安 田 結 子	(株)ボードアドバイザーズ 取締役副社長 (株)村田製作所 社外取締役 エーザイ(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	中 川 雅 博	
常 勤 監 査 役	鈴 木 一 史	
常 勤 監 査 役	小 林 俊 明	
監 査 役	武 石 恵 美 子	法政大学 キャリアデザイン学部教授 東京海上日動火災保険(株) 社外監査役 日本たばこ産業(株) 社外監査役
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所 代表 伊藤忠商事(株) 社外取締役 (株)国民生活センター 監事

- (注) 1. 取締役 鈴木庸一、同 斎藤 保、同 飯島彰己、同 寺脇一峰、同 安田結子の5氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役 中川雅博、監査役 武石恵美子、同 中森真紀子の3氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役 鈴木庸一、同 斎藤 保、同 飯島彰己、同 寺脇一峰、同 安田結子の5氏及び常勤監査役 中川雅博、監査役 武石恵美子、同 中森真紀子の3氏について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 常勤監査役 中川雅博氏は、長年にわたり銀行業務に携わり、株式会社三井住友銀行執行役員、株式会社SMBC信託銀行代表取締役社長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役 鈴木一史氏は、当社の経営企画部管理グループ長、関連事業部長（現グループ事業推進部長）を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 中森真紀子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。
7. 当期中に退任した取締役

会社における退任時の地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
代表取締役社長 社長執行役員	天 野 裕 正		2026年1月23日	逝去
取 締 役	齋 藤 聖 美	ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役 かどや製油(株) 社外取締役	2025年6月27日	任期満了

当社は、執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	福 田 孝 晴	研究技術開発担当、建築構造担当、デジタル推進室・知的財産部管掌
専務執行役員	北 典 夫	建築設計本部長
専務執行役員	利 穂 吉 彦	技術研究所長、GI基金CUCO・A <sup>4</sup> CSEL担当
専務執行役員	竹 川 勝 久	建築管理本部長、安全担当（建築）
専務執行役員	市 橋 克 典	開発事業本部長兼秘書室長
専務執行役員	島 居 潤	営業本部長
専務執行役員	茅 野 毅	関西支店長
専務執行役員	吉 岡 伸 明	東京建築支店長
常務執行役員	山 田 安 彦	建築管理本部副本部長兼東京建築支店副支店長
常務執行役員	内 田 道 也	環境本部長
常務執行役員	大 石 修 一	カジマ・デベロップメント・PTE・リミテッド取締役社長
常務執行役員	米 澤 和 芳	東京建築支店副支店長
常務執行役員	小 林 伸 浩	建築管理本部副本部長兼東京建築支店副支店長、 建設RXコンソーシアム担当
常務執行役員	吉 弘 英 光	東京土木支店長
常務執行役員	一方井 孝 治	エンジニアリング事業本部長
常務執行役員	芦 田 徹 也	土木管理本部副本部長
常務執行役員	小 森 浩 之	九州支店長
常務執行役員	森 口 敏 美	土木管理本部副本部長、再生エネルギー部・メカトロニクス・ソリューション部管掌
常務執行役員	吉 美 宗 久	営業本部副本部長
常務執行役員	藤 村 正	建築設計本部副本部長
常務執行役員	桐 生 雅 文	横浜支店長
常務執行役員	高 林 宏 隆	経営企画部長、グループ事業推進部管掌
常務執行役員	尾 崎 美 伸	四国支店長

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	常 岡 次 郎	中国支店長
常務執行役員	野 村 祥 一	関東支店長
執行役員	新 妻 充	総務管理本部副本部長、広報室管掌
執行役員	森 山 善 範	技師長
執行役員	中 島 健 一	海外土木事業部長
執行役員	黒 川 泰 嗣	建築設計本部副本部長
執行役員	平 岡 雅 哉	建築設計本部副本部長
執行役員	太鼓地 敏 夫	土木管理本部土木企画部長
執行役員	千 田 幸 央	東京建築支店副支店長
執行役員	一 木 浩 人	カジマ ヨーロッパ リミテッド取締役社長
執行役員	西 澤 直 志	人事部長、ITソリューション部・総合事務センター管掌
執行役員	木 村 淳 二	北陸支店長
執行役員	秋 田 大次郎	中部支店長
執行役員	堀 内 大 輔	建築管理本部副本部長兼建築企画部長
執行役員	多 田 幸 夫	土木設計本部長
執行役員	成 実 経 夫	営業本部副本部長
執行役員	村 尾 光 弘	土木管理本部技師長
執行役員	黒 川 純一良	土木管理本部技師長
執行役員	塚 本 正 彰	原子力部長
執行役員	斉 藤 栄 一	東京建築支店副支店長
執行役員	奥 村 一 正	北海道支店長
執行役員	岸 裕 和	営業本部副本部長
執行役員	田 中 啓 之	土木管理本部プロジェクト推進統括部長
執行役員	奥 本 現	土木管理本部土木工務部長、安全担当（土木）
執行役員	横 井 隆 幸	東北支店長
執行役員	澤 宏 明	カジマ・オーバーシーズ・アジア・PTE・リミテッド取締役社長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 押味至一氏、越島啓介氏、風間 優氏、石川 洋氏、勝見 剛氏、熊野 隆氏、鈴木庸一氏、斎藤 保氏、飯島彰己氏、寺脇一峰氏及び安田結子氏並びに監査役 中川雅博氏、鈴木一史氏、小林俊明氏、武石恵美子氏及び中森真紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は補填されない等、一定の免責事項があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、決定方針）を取締役会の決議により定めており、その概要は下記のとおりです。

##### 基本的な考え方

- 優秀な経営陣の確保・保持に資する報酬水準とする。
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しい報酬体系とする。
- 経営目標に対する達成度に連動した報酬及び当社株価に連動した報酬を導入し、中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を実現する。
- 客観性と透明性が担保された報酬決定プロセスとする。

##### a 報酬制度

- 取締役の報酬の決定に際しては、客観性と透明性を確保するため、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」（議長は社外取締役）において、役員報酬に関する基本的な考え方や報酬制度及び報酬水準などについての協議を行い、取締役会は、その助言・提言を踏まえ審議、決定しています。
- 取締役には、役位（執行役員を兼務する場合の執行役員の役位を含む。以下同じ）ごとに定めた、固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬を支給します。報酬額全体における固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬の割合は概ね下記のとおりです（賞与が基準額、株式報酬が基準株数の場合）。

	固定報酬 (月例報酬)	業績連動報酬	
		賞与	株式報酬
社長	35%	35%	30%
それ以外の取締役	役位が上位であるほど業績連動報酬としての賞与、株式報酬の割合が大きくなるよう設定		

ただし、社外取締役には、月例報酬のみを支給します。

○固定報酬（月例報酬）の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 合計額は、月額6,000万円以内とする。（2005年6月29日第108期定時株主総会にて決議、決議時における取締役の員数は14名）
- (ii) 役位に応じた月例報酬額とする。
- (iii) 新しく取締役就任すること又は取締役を退任することに伴う月例報酬額の改定は、株主総会による選任日の翌月からとする。
- (iv) 役位が昇進した取締役の月例報酬額は、原則として役位昇進日をもって改定する。

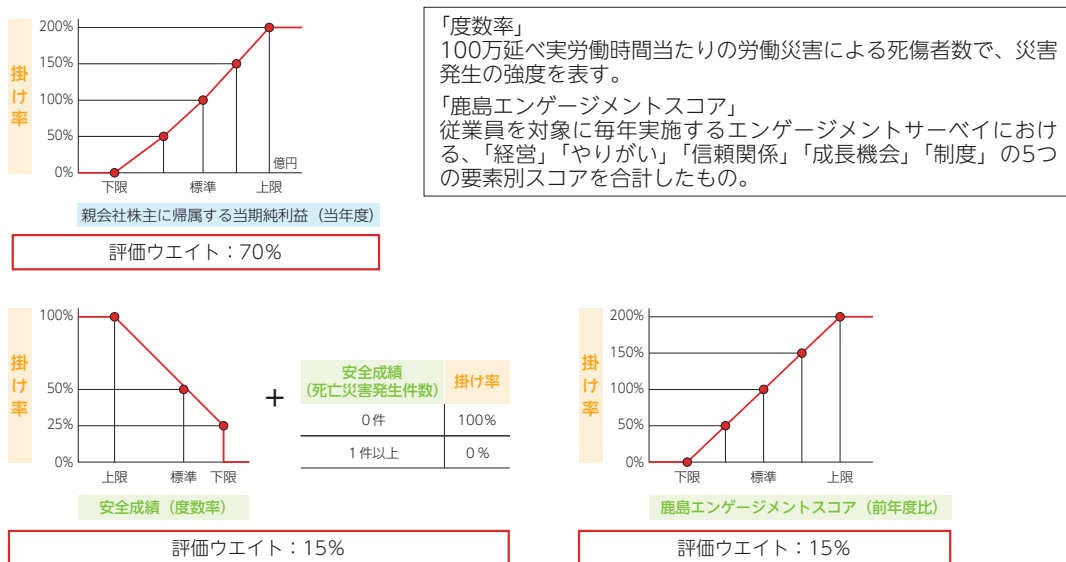
○業績連動報酬（賞与）の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 合計額は、年額7億円以内とする。（2026年6月26日第129期定時株主総会における承認を条件とする。支給対象となる取締役の員数は7名）
- (ii) 事業年度（4月1日～3月31日）を対象に、3月末時点の役位に応じ、取締役会の決議を経て6月末に一括支給する。
- (iii) 役位ごとに定めた賞与基準額に、「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益」、「安全成績（度数率及び死亡災害発生件数）」及び「従業員エンゲージメント（鹿島エンゲージメントスコア（前年度比）」）に基づく3つの支給率を70：15：15の評価ウエイトに基づいて計算した評価係数を乗じて算出する。各支給率は200%を上限とし、一定の基準を下回った場合は0%とする。具体的には、下図に示すとおりとする。

<算定式>

$$\text{賞与額} = \text{賞与基準額} \times \text{評価係数}^{\ast}$$

※「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益」に基づく支給率×70%+「安全成績（度数率及び死亡災害発生件数）」に基づく支給率×15%+「従業員エンゲージメント（鹿島エンゲージメントスコア（前年度比）」）に基づく支給率×15%



業績連動報酬としての賞与に係る指標として本評価係数を選択した理由は、連結業績に加え、サステナビリティへの対応の重要性を踏まえ「安全成績」と「従業員エンゲージメント」の2つの要素を加味したものである。

- (iv) 会社として重大なコンプライアンス違反があった場合など、上記計算式どおりの支給に疑義が生じるときは、社長は減額等に関する提案を行うことができる。
- (v) 赤字決算（当年度の連結営業利益が赤字又は当年度の親会社株主に帰属する当期純利益が赤字）となった場合、賞与は不支給とする。
- (vi) 事業年度の途中で新たに選任された場合又は退任した場合は、原則として期間中の在任月数に応じた算定額を支給する。

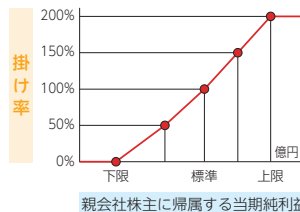
○業績連動報酬（株式報酬）の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 合計額は、3事業年度9億円以内（2023年6月28日第126期定時株主総会にて決議、決議時における社外取締役を除く取締役の員数は7名）、年額4億円以内とする。
- (ii) 事業年度（4月1日～3月31日）を対象に、3月末時点の役位に応じて算定する。その後、原則として7～8月に譲渡制限付株式を一括付与する。
- (iii) 役位ごとに定めた株式報酬基準株数に、「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の平均」及び「直近3か年のROEの平均」に基づく2つの支給率を50：50の評価ウエイトに基づいて計算した支給率を評価係数として乗じて算定する。各支給率は200%を上限とし、一定の基準を下回った場合は0%とする。具体的には、下図に示すとおりとする。

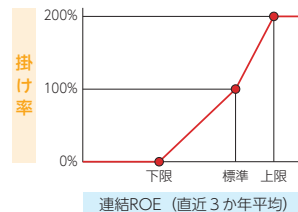
<算定式>

株式報酬額 = 株式報酬基準株数 × 評価係数※

※「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の平均」に基づく支給率×50%+「直近3か年のROEの平均」に基づく支給率×50%



評価ウエイト：50%



評価ウエイト：50%

業績連動報酬としての株式報酬に係る指標として本評価係数を選択した理由は、資本効率性を考慮した中期的な視点に基づく経営のインセンティブとするためである。

- (iv) 譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とする。
- (v) 対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は60万株を上限とする。
- (vi) 事業年度の途中で新たに選任された場合又は退任した場合は、原則として期間中の在任月数に応じた算定額を支給する。

(vii) 譲渡制限期間の満了後3年間に限り、重大な財務諸表の修正があった場合や重大な不正行為、当社グループのレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象があった場合に、株式報酬の全部又は一部の返還を求める(クローバック条項)。返還の内容については、取締役会が個々の事象を踏まえて決定する。

b 役位ごとに定めた月例報酬額、賞与基準額及び株式報酬基準株数は、原則として3年毎に見直します。ただし、その間の経済社会環境の変化等から必要となった場合は、都度、金額を改定します。

② 監査役の報酬等の額の決定に関する方針に係る事項

監査役には、固定報酬としての月例報酬を支給します。各監査役の月例報酬額は、勤務の態様等を勘案のうえ、監査役の協議により定めます。

月例報酬の合計額は、月額1,500万円以内とします。(1994年6月29日第97期定時株主総会にて決議、決議時における監査役の員数は5名)

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		固定報酬 (月例報酬)	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	13 (6)	440 (74)	450 (-)	389 (-)	1,280 (74)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	122 (61)	-	-	122 (61)
計	18	562	450	389	1,402

(注) 1. 上記業績連動報酬(賞与)の額は、当期において費用計上した、取締役7名に対する役員賞与を記載しております。  
2. 上記株式報酬の額は、当期において費用計上した、取締役6名に対する株式報酬(役位固定部分と業績連動部分)、並びに海外居住となる取締役1名に対する金銭による代替報酬を記載しております。

なお、業績連動報酬(賞与)、株式報酬の業績連動部分については、「ガバナンス・報酬委員会」において協議を行い、その助言・提言を踏まえ、役位ごとに定めた賞与基準額に乗じる評価係数を166.7%、株式報酬基準株数に乗じる評価係数を148.5%として支給することについて、取締役会にて審議、決定しております。

④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」(議長は社外取締役)において、決定方針との整合性を含めて協議を行い、取締役会は、その助言・提言を踏まえ審議、決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の兼職状況は「3. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

### ② 当期における主な活動状況

取締役 鈴木庸一

当期開催の取締役会13回の全てに出席し、主に外交官としての国際経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 斎藤 保

当期開催の取締役会13回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の議長を務め、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議、取りまとめのうえ、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 飯島彰己

当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 寺脇一峰

当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

#### 取締役 安田結子

2025年6月就任後に開催の取締役会10回のうち9回に出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

#### 常勤監査役 中川雅博

当期開催の取締役会13回、監査役会14回の全てに出席し、主に経営・金融・財務の観点から、必要に応じて発言を行っており、監査役会では議長を務めております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

#### 監査役 武石恵美子

当期開催の取締役会13回、監査役会14回の全てに出席し、主に人事制度・労働政策に係る専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

#### 監査役 中森真紀子

当期開催の取締役会13回、監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                         |        |
|-----------------------------------------|--------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額          | 126百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 307百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況並びに当該期の報酬見積の相当性を確認、検討した結果、これに同意しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、鹿島建物総合管理株式会社、カジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッド、カジマ ヨーロッパ リミテッド及びカジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッドは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

- (注) 1. 「公認会計士又は監査法人」には、外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含んでおります。
2. 「会社法又は金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令を含んでおります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「サステナビリティ情報開示に係る助言・指導」、「新リース会計基準適用に係る助言・指導」等についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合、また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案して相当であると判断した場合に、解任又は不再任を決定する方針であります。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、グループ会社を含めた内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、この方針に基づき内部統制システムを整備、運用しております。

### 【基本方針】

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「鹿島グループ企業行動規範」を定める。また、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。
- ② コンプライアンスの所管部署である法務部が、コンプライアンス・マニュアルの策定、全役員・従業員等を対象とする研修の実施等によりコンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規則・ガイドラインを策定し、研修を実施する。
- ③ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。
- ④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、企業行動監理室及び社外委託先を窓口とする企業倫理通報制度を整備する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書取扱規則」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存及び管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- ② 社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- ③ 支店・事業部門及び本社の各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
- ④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、専門委員会において、リスクの把握と対策の審議を行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ⑥ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ③ 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

- ④ 当社及びグループ会社の目標値を年度目標として策定し、それに基づく業績管理を行い、毎月1回開催される「特別役員会議」において、達成状況の報告、評価を行う。

**(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として「鹿島グループ企業行動規範」を定めるほか、グループ各社でコンプライアンス・マニュアルの策定、企業倫理通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ② 経営管理については、「グループ事業推進規程」に従い、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。
- ③ グループ会社は、「グループ事業推進規程」に従い、業績、財務状況その他重要な事項について、当社に都度報告する。
- ④ 当社グループのリスク管理に係る規程を定めるほか、グループ会社に対しては「グループ事業推進規程」に基づき、当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築、運用させるとともに、適切な報告を求める。
- ⑤ グループ会社は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合にはグループ事業推進部（若しくは海外事業本部）に報告するほか、その従業員等は企業倫理通報制度により自社又は当社の窓口に通報することができる。
- ⑥ 監査部は必要に応じてグループ会社を監査する。

**(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、所属する監査役補助者は監査役の指示に従いその職務を行う。
- ② 監査役室に所属する監査役補助者の人事異動、評価については、監査役と事前に協議する。
- ③ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

**(7) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役が実効的に行われることを確保するための体制等**

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 監査役は経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ④ 監査役職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理する。
- ⑤ 監査役職務執行のための環境整備に努める。

## (8) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制

当社グループにおける財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用及び評価するために、「内部統制評価規程」を制定するほか、内部統制の有効性を評価、審議する機関として「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置する。

### 【運用状況の概要】

当社は、内部統制システム構築の基本方針に定めるコンプライアンス・リスク管理、財務報告の信頼性確保のための体制の整備・運用状況など、内部統制システムの有効性を包括的に評価することを目的とする内部統制委員会を設置しています。

2026年4月7日に開催した内部統制委員会において、2025年度における当社の内部統制システムが有効であることを確認し、その結果を2026年4月14日の取締役会に報告しました。

## (1) コンプライアンスに関する体制

2025年10月に、関係法令の制定・改正、社内外で発生した事象などを踏まえ、当社のコンプライアンス・マニュアルである「鹿島グループ企業行動規範実践の手引き」を改訂し、全役員・従業員に周知しました（第11版）。グループ会社においても、同改訂版をもとに、各社のコンプライアンス・マニュアルを適宜見直しました。

当社グループの役員及び従業員を対象とするeラーニングを用いたコンプライアンスに関する研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図っており、その実施状況はコンプライアンス・リスク管理委員会、内部統制委員会に報告、確認を行いました。

個別分野では、海外事業における贈賄防止活動について、汚職リスクが比較的高いとされるアジア地域を中心に実施した現地法人等への訪問ヒアリング結果に基づき、各現地法人の贈賄防止体制を見直し、実効性の向上を図りました。

独占禁止法違反防止については、引き続き「談合防止管理規程」に基づく社内手続きの遵守徹底と、弁護士・法務部・監査部による監査、本社・各支店における研修会の実施等により、適正な受注活動のより一層の推進を図っております。

企業倫理通報制度は、当社グループ又は協力会社の従業員等から匿名でも通報可能な仕組みとしております。社外にも複数の通報窓口を設置し利便性・実効性を確保しており、寄せられた通報に対しては適切に対応しました。海外拠点の従業員等が本社へ直接通報できる「グローバル内部通報制度」については、順次導入を進めています。

## (2) リスク管理に関する体制

開発投資、新規事業などの実施にあたっては、専門委員会が事業に係るリスクの把握と対策を審議したうえで、基準に則り取締役会や経営会議において審議を行いました。開発事業資産については、案件ごとに価値下落リスク等を把握し、その総量を連結自己資本と対比し一定の水準に収める管理を実施しています。また、当社グループのリスク管理体制の運用状況の把握、評価を行うとともに、リスク管理の方針及び重大リスク事案への対応等について審議するコンプライアンス・リスク管理委員会を2回開催し、その結果並びに2025年度に顕在化した重大リスクと対応状況、2026年度のリスク管理重点課題等を内部統制委員会に報告しました。

日頃からのリスク管理活動として、本社のリスク所管部署の担当者が定期的に集まり、当社グループに関

するリスク顕在化事案や法令改正、社会動向、他社での事例、更にはリスクマネジメントやリスクコミュニケーションの手法などの情報を報告・共有するリスク管理連絡会議を24回開催し、重要な情報については適宜コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告しました。顕在化したリスク事案については、同委員会の事務局が当社グループのリスク情報を一元管理し、対応状況を継続的にフォローしています。

情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシーを定め、重点的なリスク管理を継続しています。日々巧妙化するサイバー攻撃に対しては、具体の事態を想定した実践的な訓練により組織的な対応力の向上に取り組んだほか、当社グループの役員及び従業員を対象としたeラーニングを用いた教育並びに協力会社に対する啓発活動などを実施しました。

危機管理体制については、2025年度は危機対策本部の立ち上げに至る重大事案は発生しませんでした。災害時の事業継続計画（BCP）に基づき、首都直下地震や南海トラフ地震等を想定した実践的なBCP訓練を実施するとともに、新たに富士山噴火を想定した初動対応マニュアルを策定するなど、企業としての防災力、事業継続力の更なる向上に取り組みました。

### **(3) 財務報告に係る内部統制に関する体制**

当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を評価、審議する財務報告に係る内部統制評価委員会を開催し、その結果を内部統制委員会に報告しました。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制**

取締役会を13回開催し、経営の基本方針、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認を行いました。また、取締役会の定める経営の基本方針に基づき、取締役会の付議事項を除く経営全般の重要事項を審議決定する経営会議を37回開催したほか、特別役員会議を11回開催し、取締役会及び経営会議での決議・報告事項を全執行役員等に周知するとともに、業務執行状況の報告・評価等を行いました。

### **(5) グループ経営管理に関する体制**

「グループ事業推進規程」に則り、グループ会社の重要事項の決定及び業績、財務状況等を管理しております。また、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣しております。

### **(6) 監査役への報告、並びに監査役の監査が実効的に行われるための体制**

監査役は取締役会に出席するほか、経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、更に会計監査人、内部監査部門、本支店各部署及びグループ会社から定期及び適宜に業務現況等の報告を受けております。

また、監査役会及び監査役の円滑な監査遂行のため、監査役室に専従の従業員を4名配置しております。

### **(7) 内部監査に関する体制**

業務執行部門から独立した監査部が、会計及び業務活動に関する適正性、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況、並びにコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築・運用状況等につき、グループ会社を含めて監査を実施しました。また、その活動状況を取締役会及び監査役会に報告しました。

監査部はこのほか、内部統制委員会、財務報告に係る内部統制評価委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等への出席などを通じ、監査の有効性と効率性の向上に努めております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,181,525</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,604,762</b>
現金預金	403,295	支払手形・工事未払金等	536,387
受取手形・完成工事未収入金等	1,112,406	短期借入金	387,157
有価証券	367	1年内償還予定の社債	20,000
営業投資有価証券	11,365	未払法人税等	51,291
販売用不動産	278,796	未成工事受入金	224,527
未成工事支出金	20,350	開発事業等受入金	6,976
開発事業支出金	169,715	完成工事補償引当金	15,561
その他の棚卸資産	8,899	工事損失引当金	24,497
その他の引当金	186,754	役員賞与引当金	278
貸倒引当金	△ 10,425	株式給付引当金	1,767
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,442,815</b>	その他	336,315
<b>有形固定資産</b>	<b>617,311</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>583,358</b>
建物・構築物	236,985	社債	105,850
機械・運搬具・工具器具備品	27,241	長期借入金	320,126
土地	292,689	繰延税金負債	14,157
建設仮勘定	48,662	再評価に係る繰延税金負債	20,969
その他の他	11,732	退職給付に係る負債	53,785
<b>無形固定資産</b>	<b>31,032</b>	その他	68,470
<b>投資その他の資産</b>	<b>794,471</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,188,120</b>
投資有価証券	478,697	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	138,929	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,104,065</b>
退職給付に係る資産	7,812	資 本	81,447
繰延税金資産	7,591	資 本 剰 余 金	43,461
その他の他	163,767	利 益 剰 余 金	1,093,668
貸倒引当金	△ 2,326	自 己 株 式	△ 114,510
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>310,949</b>
		その他有価証券評価差額金	161,895
		繰延ヘッジ損益	6,953
		土地再評価差額金	20,214
		為替換算調整勘定	112,991
		退職給付に係る調整累計額	8,894
		<b>非支配株主持分</b>	<b>21,204</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,436,220</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,624,341</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,624,341</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	2,678,680	
売上高	388,595	3,067,275
売上原価	2,331,407	
売上原価	309,999	2,641,407
売上総利益	347,272	
売上総利益	78,595	425,868
販売費及び一般管理費		185,087
営業利益		240,780
営業外収益		
受取利息及び配当金	28,592	
持分法による投資利益	3,216	
その他の	4,041	35,851
営業外費用		
支払利息	26,381	
貸倒引当金繰入額	3,172	
開発事業出資損失	605	
その他の	6,051	36,211
経常利益		240,420
特別利益		
投資有価証券売却益	15,274	
その他の	2,234	17,508
特別損失		2,537
税金等調整前当期純利益		255,391
法人税、住民税及び事業税	81,035	
法人税等調整額	△ 4,439	76,595
当期純利益		178,796
非支配株主に帰属する当期純利益		1,462
親会社株主に帰属する当期純利益		177,334

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
<b>流動資産</b>				<b>流動負債</b>			
現金預手			141,515	支払手形			113
受取子記簿債			3,132	電子記録債			4,286
完成工事未収			9,639	短期借入			332,984
有償業投資有価証券			852,629	1年内償還予定の社債			79,830
販売用不動産			61	リース債			20,000
完成工事等支出			11,365	未払法人税等			1,253
未開業の支			85,126	未成工事受入金			39,394
貸倒引当金			16,390	未開業等受入金			140,603
			37,619	預かり補償引当金			2,298
			50,852	完成工事損失引当金			157,325
			△ 1	株式給付引当金			13,228
<b>固定資産</b>			<b>956,685</b>	株式の引当金			24,187
<b>有形固定資産</b>			<b>369,972</b>	固定負債			<b>326,008</b>
建物・構築物			122,563	長期借入			80,000
機械器具			2,238	繰上債			128,107
工具器具			3,486	繰上債			2,769
土地			199,367	繰上債			7,739
一ス資			3,046	繰上債			20,112
設仮の			39,063	繰上債			51,776
			205	繰上債			35,503
<b>無形固定資産</b>			<b>7,051</b>	繰上債			<b>1,273,042</b>
<b>投資その他の資産</b>			<b>579,661</b>	繰上債			
投資有価証券			328,327	繰上債			
関係会社株式			192,083	繰上債			
その他の関係会社			31,204	繰上債			
長期貸付			11,310	繰上債			
破産更生債権			21	繰上債			
長期前払費用			3,101	繰上債			
貸倒引当金			15,544	繰上債			
			△ 1,930	繰上債			
<b>資産合計</b>			<b>2,165,017</b>	<b>純資産の部</b>			
				<b>株主資本</b>			<b>722,228</b>
				資本金			81,447
				資本剰余金			47,445
				資本準備金			20,485
				その他資本剰余金			26,960
				利益剰余金			707,272
				その他利益剰余金			707,272
				固定資産圧縮積立金			9,559
				投資勘定特別積立金			51
				別途積立金			522,997
				繰越利益剰余金			174,664
				自己株式			△ 113,936
				<b>評価・換算差額等</b>			<b>169,746</b>
				その他有価証券評価差額金			150,829
				土地再評価差額金			18,916
				<b>純資産合計</b>			<b>891,975</b>
				<b>負債純資産合計</b>			<b>2,165,017</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	1,613,668	
売上高	96,416	1,710,084
売上原価	1,368,330	
売上原価	74,187	1,442,518
売上総利益	245,337	
売上総利益	22,228	267,566
販売費及び一般管理費		89,925
営業利益		177,641
営業外収当金	15,307	
受取利息及び配当金	3,294	18,601
営業外費用	3,990	
支払利息	2,188	6,179
経常利益		190,064
特別利益	15,255	
投資有価証券売却益	410	15,665
特別損失		2,377
税引前当期純利益		203,352
法人税、住民税及び事業税	61,136	
法人税等調整額	△ 4,705	56,430
当期純利益		146,921

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

鹿島建設株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋原 泰貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 広樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 優哉

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鹿島建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

鹿島建設株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋原 泰貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 広樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 優哉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第129期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

## 鹿島建設株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 中川 雅 博 ㊟

常勤監査役 鈴木 一 史 ㊟

常勤監査役 小林 俊 明 ㊟

監 査 役（社外監査役） 武石 恵美子 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中森 真紀子 ㊟

(ご参考)

## 当社グループの主な完成工事

---



■ Rapidus IIM-1 (北海道)



■ 神楽山風力発電所 (福島県)



■ BASEGATE横浜関内タワー (神奈川県)



■ パナソニックHVACチェコ新P1棟 (チェコ)

## 技術開発

### 建物機能と耐震性を同時に向上させる増築制震技術「E<sup>3</sup>SKY<sup>®</sup>」を技術研究所本館に初適用

当社は既存建物の機能と耐震性を同時に向上させる増築制震技術「E<sup>3</sup>SKY」(イースカイ)<sup>\*1</sup>を開発し、鹿島技術研究所本館(東京都調布市)のリニューアル工事に初適用します。老朽化した建物の再生や利用継続につながる技術として実証・展開し、環境負荷の低減やサーキュラーエコノミー(循環型経済)の実現に貢献する方針です。

当社は業界に先駆けて1985年から制震構造の研究を開始し、超高層ビルなどの屋上に大型の錘を設置し揺れを打ち消すTMD<sup>\*2</sup>(同調質量型制震装置)の開発・普及をリードしてきました。E<sup>3</sup>SKYはこのアイデアを発展させて実用化したものであり、増築部分を既存建物に対する大重量TMDとして活用することで、非常時における耐震性と平常時における建物機能を同時に向上させる技術です。増築部を利用することで、従来のTMDと比較し、制震効果を左右する錘重量を格段に大きくとれることから、既存部の補強が大幅に低減もしくは不要になります。

2026年2月にスタートした技術研究所本館のリニューアル工事では、既存のRC(鉄筋コンクリート)造5階建ての屋上に1層増築し6階建てに改修します。2027年10月の竣工後、増築部の6階は来訪者に対するレセプションや打合わせスペース、開発技術の広報展示スペースとして利用する予定です。

当社はこれまで超高層ビルに適用を進めてきた大型TMD「D<sup>3</sup>SKY<sup>®</sup>」など制震改修技術のラインナップに、建物機能の向上も同時に実現するE<sup>3</sup>SKYを追加することで、今後は耐震補強の進んでいない中低層RC造建物のリニューアルに本技術の積極的な展開を図り、より快適で安全・安心な環境づくりを目指します。



完成イメージ (6階部分を増築)



建物立面図

振動モデル

※1 Energy dissipation×Expansion×Environment of Simple Kajima style

※2 Tuned Mass Damper

## トピックス

### ユニバーサル・スタジオ・ジャパン オフィシャルホテル唯一の外資系ホテル「Osaka Sakurajima Resort」プロジェクトが本格着工

当社など4社が共同出資する合同会社桜島開発は、世界最高クオリティのエンターテインメント施設「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」のオフィシャルホテルで唯一となる外資系ホテル「Osaka Sakurajima Resort」プロジェクト（大阪市此花区）を本格着工しました。

2029年の竣工・開業を目指すこのプロジェクトは、大阪ベイエリアに位置し、大阪駅から約20分という好立地に計画されています。当社が設計・施工も手掛ける地上14階地下1階の本施設は、世界最大級のグローバルホテル企業であるIHGホテルズ&リゾーツが運営する「インターコンチネンタル」など3つのブランドを擁し、多様なニーズに応える大規模開発になります。



完成イメージ（提供：合同会社桜島開発）

### 2027年国際園芸博覧会に木造タワー「KAJIMA TREE」出展へ ～大屋根リングを再利用～

当社は2027年3月に横浜市で開幕する国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」に、木造タワー「KAJIMA TREE」を出展します。大阪・関西万博の大屋根リングに使用された木材を再利用し、「資源循環」・「脱炭素」・「自然再興」という理念を表現します。

会場のランドマークになると期待されるKAJIMA TREEには、風などによる変形が大きいタワーの特性に対し、伝統建築に着想を得て、複数の木材と鋼製のダンパを組み合わせる制震システムを適用しました。振動を吸収しつつ、変形に応じて木の組み合わせが強化される設計として安全性を高めています。当社は地球環境の明日を考える場で、「未来の都市づくりに向けた新たな風景」を提案します。



完成イメージ

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金 受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金 受領株主確定日	毎年9月30日
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告 公告掲載URL ( <a href="https://www.kajima.co.jp/">https://www.kajima.co.jp/</a> )
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎ 0120-782-031 受付時間 午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミア市場

### 配当金のお支払いについて

配当金のお支払い期限は、当社定款の規定により支払開始日から満3年(除斥期間)となっております。  
支払開始日から3年を経過した配当金につきましては、ご請求いただいてもお支払いすることができませんので、お早めにお受け取りください。

なお、下記の配当金につきましては、お支払い期限が迫っておりますので、ご確認をお願いいたします。

(お支払い期限)

- 第126期期末配当金：2026年6月29日
- 第127期中間配当金：2026年12月4日

### 株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

#### 【証券会社で口座を開設されている株主様】

口座を開設されている証券会社にご連絡ください。

#### 【証券会社で口座を開設されていない株主様(特別口座の株主様)】

特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)にご連絡ください。

※未払配当金のお支払いにつきましては、どちらの株主様も株主名簿管理人(三井住友信託銀行株式会社)が承ります。

## 配当金を「配当金領収証」で受領されている株主様へ

配当金を銀行等の預金口座へ入金する「**口座振込**」にさせていただきますと、配当金支払開始日に株主様ご指定の口座に振り込まれ、迅速かつ安全・確実に配当金をお受け取りいただくことができます。

口座振込への変更手続きにつきましては、お取り引きの証券会社にお申し出ください。特別口座で株式を保有されている株主様は、特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)にお申し出ください。

### ■口座振込の方式(次の3種類から選択できます。)

#### ・株式数比例配分方式

ご所有の全ての株式等の配当金を証券会社の口座を通して受領する方式です。

- ※少額投資非課税口座(NISA口座)を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、株式数比例配分方式をご選択いただく必要があります。
- ※特別口座をお持ちの株主様で、株式数比例配分方式による手続きをする場合には、事前に特別口座の株式を証券会社の口座に振替える必要があります。

#### ・登録配当金受領口座方式

ご所有の全ての株式等の配当金をご指定の一つの銀行等の預金口座で受領する方式です。

#### ・個別銘柄指定方式

ご所有の銘柄ごとに指定した銀行等の預金口座で配当金を受領する方式です。

# ■ 定時株主総会会場ご案内図

会場

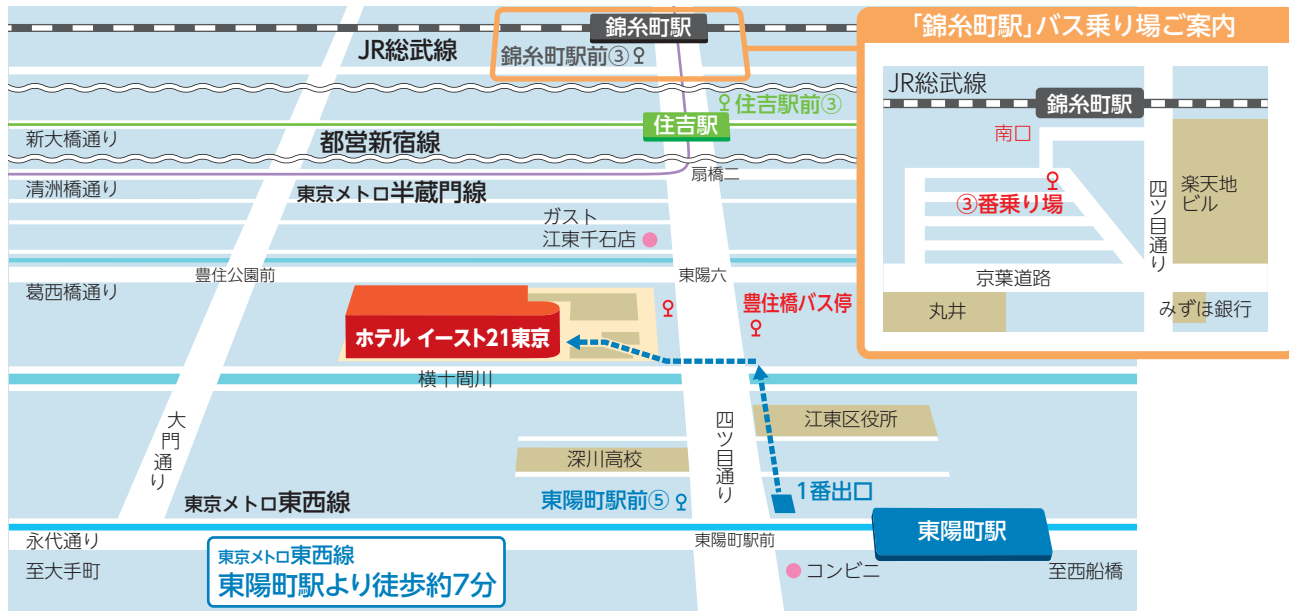
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール

東京都江東区東陽六丁目3番3号

電話：03-5683-5683

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時



## 最寄り駅のご案内

地下鉄

○ 東京メトロ東西線

「東陽町駅」1番出口から徒歩約7分（約650m）

（ご参考） 東陽町駅前⑤番乗り場から都営バスで約3分  
門21系統／東大島駅前行き：「豊住橋バス停」下車  
東22・錦22系統／錦糸町駅前行き：「豊住橋バス停」下車

地下鉄

○ 都営新宿線  
○ 東京メトロ半蔵門線

「住吉駅」A3出口 住吉駅前③番乗り場から都営バスで約10分  
東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車

JR

総武線

「錦糸町駅」南口 錦糸町駅前③番乗り場から都営バスで約15分  
東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車

ご来場の株主様へのお土産はございません。

